

令和3年度 名古屋産業大学
自己点検・評価（中間）報告書

令和4(2022)年3月

はじめに

名古屋産業大学は、平成 27 (2015) 年度に、日本高等教育評価機構による外部評価を受審した。認証評価後は、2 年に 1 回の部門別自己点検・評価を、4 年に 1 回の全学的自己点検・評価を行ってきた。

平成 29 (2017) 年度については、第 2 期 (平成 23 (2011) 年度～平成 29 (2017) 年度) 評価システム (以下「前基準」) に基づく部門別自己点検・評価を行うと共に、三つのポリシーを起点とする内部質保証を重視する評価に大きく変更される第 3 期 (平成 30 (2018) 年度以降) 評価システム (以下「次基準」) への対応に向けた課題を抽出することも行った。そして、三つのポリシーに関する十分な検証を行った上で、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みとその機能性を確立していく必要性が示された。

平成 29 (2017) 年度から始まった経営専門職学科の設置に向けた検討に当たっては、法人と大学の教職員によって構成する経営専門職学科設置検討プロジェクトチームが組織され、文部科学省の設置認可に向けて、大学設置基準、専門職大学設置基準に沿った設置計画の作成と見直しが進められてきた。また、経営専門職学科の設置審査に当たっては、専門職大学の制度を活用しないと実現できない教育課程であること、既設の現代ビジネス学科との違いを明確にすることなどが求められたため、既設学科の三つのポリシーや 2 つの学科に共通する設置基準の適合状況についても点検と見直しが進められてきた。このような状況のもと、前回の認証評価受審から 4 年目にあたる令和元 (2019) 年度は、新学科の設置認可に至っておらず、既設学科の三つのポリシー等の見直しについても流動的であった。このため、令和元 (2019) 年度の自己点検・評価については、令和 2(2020)年 10 月に新学科の設置が認可された段階で、認可後の学部・学科における三つのポリシーを公表することとした。

そして今回、令和 3 (2021) 年度では、次基準の評価項目に準じて部門別自己点検・評価を実施した。これは、令和 4 (2022) 年度に受審する外部評価を円滑に行うための準備を兼ねるものでもあった。自己点検・評価は外部評価機構が定める基準 1～6 に基づいて自己点検・評価を実施したが、そのうち、基準 5 は「経営・管理と財務」であり大学の委員会組織が直接に関わっていないため、今回の自己点検・評価では除外した。

この報告書が、本学の教職員、学生に熟読され、それによる意見を今後の改善・向上施策に反映させた将来計画づくりを進めることで、大学のさらなる展開に貢献することが期待される。

本報告書を読まれた方々は、忌憚のないご批判・ご意見をお寄せ頂くことで、産業教育・職業教育を実践する本学へのご理解とご指摘さらにはより一層のご支援をお願いしたい次第である。

目 次

I. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	1
基準 1. 使命・目的等	1
基準 2. 学生	5
基準 3. 教育課程	27
基準 4. 教員・職員	46
基準 6. 内部質保証	54
II. 大学が独自に設定した基準による自己評価	60
基準 A. 社会的連携・責務	60
III. 特記事項	68
IV. 法令等の遵守状況一覧	69

I. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

名古屋産業大学（以下「本学」）は、「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」を建学の精神とし、「誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた、産業社会で活躍できる人材を育成する」ことを理念として、現代ビジネス学部は、社会科学を主軸にして環境ビジネス、情報ビジネス、グローバルビジネス、スポーツビジネス等、現代ビジネスの成長分野に特化した教育と研究を推進することで、産業社会で活躍できる産業人を育てていくことが社会的使命である。また、大学院環境マネジメント研究科は、専攻分野における実践的で創造的な能力を有する高度人材を育成することが社会的使命である。

このような社会的使命を踏まえて、現代ビジネス学部（以下「学部」）および大学院環境マネジメント研究科（以下「大学院」）の教育目的を明確にし、学則に掲げるとともに、「名古屋産業大学憲章」として学内外に明示している。

学部の教育目的は、「ビジネスの基礎知識を修得し、環境、情報、ビジネスに関する専門知識を活かして、産業・経済の発展に寄与することができる人材を育成する」こと、及び「広範多岐にわたる産業社会の変化に即応できるコミュニケーション能力を培い、異文化への理解を深め、国際的視野で活躍できる人材を育成する」こと、並びに「進展する高度情報社会にあって、情報処理・管理を駆使した、問題解決能力を備えた人材を育成する」ことである。

学部は、現代ビジネス学科と経営専門職学科の 2 学科から構成される。現代ビジネス学科では社会人基礎力を備え、創造的にアプローチできる能力と豊かな人間性に基づく社会貢献ができる人材を育成することを目的としている。一方、経営専門職学科ではデジタルデータの知識や技能を備え事業の価値創造に貢献できる人材の養成することを目的としている。

大学院における教育目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、専攻分野における実践的で創造的な能力を有する高度人材を育成することであり、博士前期課程では、「環境に関する教育・研究を通して、ビジネスの即戦力として求められる専門知識や技術、臨機応変に対応できる思考能力を持つ高度職業人を育成する」ことを目的とし、博士後期課程では、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、専門分野における実践的で創造的な能力を有するより高い高度人材を育成する」こ

とを課程別の目的としている。

以上の学則に掲げられる教育目的等にみられるとおり、その意味、内容は具体的で明確に示され、受験生やその家族、高校教員、社会や産業界の人々に対する各種のパンフレットをはじめとする多様な媒体によって、広く提供されている。

また、入学、教育、卒業に対応した「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」を定めている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目的は、学部・大学院の「学則」に簡潔な文章で明確に文章化されている。また、学部・学科、大学院の「アドミッションポリシー」、「カリキュラムポリシー」、「ディプロマポリシー」については、「履修要覧」に記載している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、建学の精神である「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」を行うことにあり、その実現に向けた大学の理念は大学憲章に集約、明示されるとともに、カリキュラムに具体的に反映され、履修要覧や本学ホームページ等を通じて周知されている。したがって、本学の個性・特色は、教職員、在学生はもとより、受験生や社会一般にも認識されているといえる。

1-1-④ 変化への対応

「自己点検・評価委員会」による2年毎の自己点検・評価の実施と公表、「教育研究センター運営委員会」での教育改革に向けた議論及び実践、同委員会主催の「FD研修」の活動は、使命・目的及び教育目的に沿って、教育の質的向上への方向付けを行いながら、本学を取り巻く環境の変化、時代の大きな変容へ積極的に対応させていく力となっている。また、教授会を支える各委員会、学内の諸組織における課題整理や活動の見直しなどは教授会に報告されている。また、大学院においては研究科委員会を中心に、大学院としての使命・目的及び教育目的の点検や変化への対応が検討されている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境の変化や大きな時代変容の中で、建学の精神の徹底を図る観点から、本学の使命、目的及び教育目的に沿って教育課程の充実に取り組んでおり、今後とも、外部評価委員の意見も取り入れた自己点検・評価や教育研究センターの取組を踏まえ、大学評議会が中心となって改善・向上方策を検討し、計画的な推進に取り組んでいく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的については、各委員会や各部局での議論などをもとに大学では教授会、大学院では研究科委員会の審議を経て、学長が取りまとめ、理事会に諮り決定される仕組みになっている。したがって、教職員の理解は日頃からなされており、決定事項については支持されている。これらの経過は、法人の役員や法人傘下の各校の長から構成される「所属長会議」に報告され、他校の理解と支持も得ている。また、学則をはじめとする基本的な規程の改定などに関する事項は、理事会に諮られ、承認を得ることになっており、役員理解と支持も得ている。

1-2-② 学内外への周知

学内外への周知については、「大学案内」、本学ホームページをとおして図っている。新入生へは、入学式とそれに続くオリエンテーションにおいて使用する「履修要覧」を通して、「建学の精神・使命・目的及び教育目的」を説明し、在学生へは、新年度のオリエンテーションにおいて再確認している。また、卒業生へは、同窓会活動を通じて周知を図っている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

大学の使命・目的・教育目的は、関係者が共有し確固たるものとしていくとともに、学生が自律的に対応できるよう見直しを図っていくことが求められる。そのため、本学においても中期計画を策定し、同計画を踏まえて、実学重視の教育課程への見直しを不断に行うとともに、産業界のニーズに対応し、産業界で活躍できる人材の育成に取り組んでいる。

中期計画については、平成 20(2008)年度に第一期が策定され、第一章の「本計画の趣旨」に使命・目的及び教育目的を反映させている。また、平成 25(2013)年度を初年次とする新中期計画では、使命・目的及び教育目的に加えて、平成 24(2012)年度に導入した新カリキュラムに沿った三つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）の適切な反映を図ってきている。さらに、現行の中期計画は、令和元年（2019）年度策定の学校法人菊武学園中期経営計画に位置付けられている。この計画は、教育の質保証に向けた取組が位置付けられているものの、策定当時は、経営専門職学科設置申請の一環として学部・学科の使命・目的や教育目的、三つのポリシーなどを見直して

いたことから、取組の骨格を示したものととどまっている。このため、令和 4(2022)年度の認証評価を踏まえて計画の見直しを行うこととしている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つのポリシーへの反映については、上述の使命・目的及び教育目的を踏まえ、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを策定している。

学部においては、学則 1 条に記載された「誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた、産業社会で活躍できる自在を育成する」という目的を学部のディプロマポリシーに明記している。また、大学憲章 3 (2) で定めた教育目標を両学科のディプロマポリシーにそれぞれ反映させている。

大学院においては、社会的使命である環境マネジメント分野の実践的で創造的な能力を有する高度人材を育成するため、使命・目的及び教育目的に沿って、博士前期課程は高度職業人の育成を、博士後期課程はより高い高度人材の育成を図るための方針を明記している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

現代ビジネス学部は、建学の精神のもと、「誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた、産業社会で活躍できる人材を育成する」を基本理念として、教育目的を達成するための教育課程を編成し、それに適した人事配置を行ってきた。現代ビジネス学科、経営専門職学科の両学科において使命・目的及び教育目的を実践できる教員配置及び教育課程となっており、整合性がとれていると言える。

大学院の環境マネジメント研究科は、大学院学則にもあるように「高度職業人の育成」を謳っており、環境マネジメント専攻の 1 専攻を持つもので、人材育成の方向性から大きく 2 つの関連分野に分かれており、それに対応した教育研究組織となっている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的を反映する三つの方針のうち、ディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーに沿って、学部については、実践教育を重視したカリキュラムの充実を図っていく。また、大学院については、その使命・目的・教育目的に沿って、学部教育との学びの接続等を考慮しつつ、教育課程の見直し等に取り組んでいく。

【基準 1 の自己評価】

大学・大学院の使命・目的及び教育目的は、学部・大学院の「学則」に掲げられるとともに、「名古屋産業大学憲章」として簡潔な文章で学内外の明示されている。それらの学生、教職員への周知は適切に行われており、学外的にも、受験生やその家族、高校教員、社会や産業界の人々に対する各種パンフレットや本学ホームページ等多様な媒体によって、広く公開されている。

本学では、建学の精神である「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」の徹底を図る観点から、使命、目的及び教育目的に沿って教育課程の充実や特色づくりに取り組んできている。アドミッションポリシー、カリキュラムポリシーおよびディプロマポリ

シーを定めており、履修要覧や本学ホームページ等を通じて周知されている。

使命・目的及び教育目的については、大学評議会、教授会、大学院研究科委員会の審議を経て、学長が取りまとめ、理事会に諮り決定されており、役員や教職員の理解と支持を得ている。このように本学の使命、目的、教育目的は適切に掲げられ運用されている。今後も大学を取り巻く環境の変化、時代の大きな変容に対応し、自己点検や外部評価に基づいた見直しを通じて適切な改善を行い、それらに沿った教育課程、教育研究組織の見直しにも取り組んでいくこととする。

以上から、本学は明確かつ適切に使命・目的及び教育目的を定め周知しており、基準 1 を満たしていると判断している。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッションポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッションポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッションポリシーの策定と周知

学部の入学者受入れ方針は、求める学生像を学部、学科ごとにアドミッションポリシーとして明確にしている。

まず、学部のアドミッションポリシーは、以下の 3 点である。

- 1) 名古屋産業大学の教育目的である「誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた、産業社会で活躍できる人材の育成」に共感し、自ら本学の教育理念の実現に向けて努力できる人
 - 2) 新たなビジネス創造にチャレンジする情熱と意欲にあふれた人
 - 3) グローバルとローカルな視点で社会への理解を深め、ビジネスでの活躍をめざす人
- 次に、現代ビジネス学科のアドミッションポリシーは、以下の 4 点である。

- 1) 高等学校等の教育課程における基礎的な知識や技能をもとに、身近な社会問題について関心を有し、考え判断ができる人
 - 2) ビジネス心理、スポーツビジネス、環境ビジネス、情報ビジネス、地域ビジネス、グローバルビジネス、医療情報管理に関する専門知識の修得に意欲がある人
 - 3) 現代ビジネスを推進するための社会人基礎力（前に踏み出す力・考え抜く力・チームで働く力）の向上に積極的に取り組む意欲がある人
 - 4) 豊かな人間性と個性に基づいた社会貢献力を主体的に養う態度を身につけている人
- 次に、経営専門職学科のアドミッションポリシーは、以下の 5 点である。
- 1) 聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎を身に付けている人
 - 2) 主体性を持ち、コミュニケーションをとりながら協働し、実践的な知識の習得に取り組む意欲がある人
 - 3) デジタルデータ活用の技能技術を身に付けるための基礎学力と統計処理に必要な論理的な思考力を有する人
 - 4) 高等学校の教育課程で身に付けた基礎的な知識や技能をもとに、企業経営、デジタルデータの分野に関心を持ち、自らの考えを説明できる人
 - 5) デジタルデータの知識や技能を活用し、豊かな創造力を身につけ、企業・組織の発展に貢献する意欲がある人

入学者受入れ方針の明示と周知は、大学のホームページ、学生募集ガイドに明示されている。さらに、受験生・保護者に対しては、進学説明会、本学ホームページやメール、LINE を利用した質問受付、オープンキャンパスでの大学概要説明、見学者へ個別説明などで周知している。高校教諭に対しては、高校を訪問して情報提供を行っている。

大学院においても、求める学生像をアドミッションポリシーとして、以下のとおり明確にしている。

- ・自治体などで「環境」に関わる業務担当で活躍しようとする人
- ・環境に関わる研究機関や企業の環境担当者として活躍しようとしている人
- ・まちづくりなど地域組織で環境に関わる活動で活躍しようとしている人
- ・高校における環境に関わる教育でさらに専門性を深めようとしている人
- ・さらに高度の知見と専門性の獲得のために海外研究留学を目指そうとする人
- ・国際的にさまざまな国や地域で環境問題解決に向けて活躍しようとする人

入学者受入れ方針の明示と周知は、修了後の進路と併せて、大学のホームページで明示されている。また、大学院のパフレットでは、在学する院生の声を紹介しており、大学院での勉強と研究や修了後の進路についてイメージしやすい形で情報を提供している。さらに、大学院説明会やオープンキャンパスでの大学院概要説明、大学院進学希望者への個別説明などで周知している。

2-1-② アドミッションポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学部では、アドミッションポリシーに沿って、多様な入学試験形態を実施し、入学者選抜等を公正かつ妥当な方法で運用している。学校推薦型選抜と総合型選抜では、令和2(2020)年の入学試験から小論文試験を追加し、事前に提出するエントリーシートに加え、入学試験日に受験会場にて小論文試験を実施することで、選抜に公正さを期し、また受験生の論理的思考力や表現力を問う入試形態となっている。令和2(2020)年度入試からは、共通テスト(センター試験)での出願もできるようにした。また、一般選抜では、複数の試験監督の配置、複数の採点者による確認を実施し、不正行為や採点ミスなどが起きないような措置を講じている。

さらに令和5年(2023年)度入試からは、経営専門職学科のアドミッションポリシー「(5) デジタルデータ活用の技能技術を身に付けるための基礎学力と統計処理に必要な論理的な思考力を有する人」に対応した数学科目を、前期A日程、前期B日程、後期日程と一般選抜全ての入学試験で選択できるように改善し、経営専門職学科志願者の受験機会を増やした。また、入学試験区分別(7種類)ごとに、提出書類や学力試験、小論文、面接と各学科の個別のアドミッションポリシーの関係を明示することで、受験生・保護者に対して入学者受入れ方針をさらに明確化した。

- 1) 「ビジネスに役立つ環境、情報、スポーツ、心理、医療情報、経営の専門知識の修得をめざす人」を受け入れる入学試験として、学校推薦型選抜(指定校制・スポーツ制・課外/特別活動制)と資格制、大学入学共通テスト利用を行っている。
 - 2) 「新たなビジネス創造にチャレンジする情熱と意欲にあふれた人」を受け入れる入学試験として、総合型選抜、シニア・社会人・帰国生徒入試、大学入学共通テスト利用を行っている。
 - 3) 「グローバル化する社会への理解を深め、ビジネスでの活躍をめざす人」を受け入れる入学試験として、一般選抜、学校推薦型選抜(公募制)、外国人学生入試を行っている。
- 入学試験については、入試広報委員会に作問担当を配置し、独自に作成している。

これらの入試はいずれも、学則第22条及び入学者選抜規定に基づき適切に運用されて

いる。入学試験問題については、入学者選抜規定第 5 条 3 項に基づき入試広報委員会に作問担当を配置し、独自に作成しており、入試広報委員会がアドミッションポリシーに沿った試験問題であるかを確認している。また、面接試験を担当する教員に対しては、事前の入学試験実施説明会で実施要項を配布し、アドミッションポリシーに留意して面接を行うように周知するとともに、試験終了後には面接担当者全員からの報告（面接評価表の提出を含む）を義務付けている。

なお、社会人の学生確保に向けては、勤務と学業の両立に負担のない科目等履修や聴講、履修証明プログラムへの参加を促すことにより、社会人入学への動機付けを行う仕組みを整えている。履修証明については、教育訓練給付と連携した「職業実践力育成プログラム」（短時間型の履修証明プログラム）を令和元（2019）年度に導入し、「地域における中小企業活性化のための社会人リカレント教育」、「女性のためのキャリアアップ実践力プログラム」を開講している。

こうした多様な入学試験を実施することによって、それぞれの入試に個別に用意された入学者受入れ方針に沿った、多様な学生の受け入れに取り組んでいる。そして、こうした入学者の選抜は、入試広報委員会の審議結果に従い、入試広報室で運用され、適切な体制のもとに運用されている。

大学院では、アドミッションポリシーに沿って入学試験区分（一般・社会人・外国人学生の 3 種類）を設定するとともに、入学者の選抜は、大学院研究科委員会の審議結果に基づき、学部と同様に入試広報室で運用され、公正かつ妥当な方法により実施されている。また、入試問題は、大学院担当教員が作成している。近年は、アドミッションポリシーのうち、国際的にさまざまな国や地域で環境問題解決に向けて活躍することを目指す留学生の受入れが中心となっている。

このため、多様な入学者の確保を図ることができるよう、カリキュラムポリシーに沿って、より学際的な教育研究を可能にする教育課程の見直しを行うとともに、自治体や企業、地域組織などで「環境」に関わる業務を担当し、または担当を希望する社会人の入学を促すための条件整備を進めている。具体的には、令和元年度（2019）年度に科目等履修生制度を活用した履修証明プログラム（職業実践力育成プログラム）として、「SDGs マネジメントリテラシー養成プログラム」を開講するとともに、令和 3（2021）年度には名古屋産業大学 SDGs 宣言に基づく新たな取組として、大学院における環境教育研究の成果を活かした「学校応援プロジェクト」に着手した。これらの取組を通じて大学院の周知と社会人入学への動機づけを行ってきた。最近では、博士後期課程を中心に、社会人からの入学に関する相談が増えており、今後は相談を出願に結び付けるための工夫が必要とされる。

なお、「SDGs マネジメントリテラシー養成プログラム」については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い受講者の確保が難しく、担当する教員の退職もあったことから、令和 3（2021）年度をもって廃止し、現在は新たなプログラムの検討を進めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学部の過去 5 年間における入学定員に対する入学者の比率は、平成 29（2017）年度入試から 0.82、0.76、0.88、1.36、0.98 と推移している。令和 2（2020）年度を除き定員を充足していないことから、学科新設、コース新設と一体となった入試広報の取組強化に向け

て、「入試広報活動指針」を作成し、以下の対策を講じてきた。

1) カリキュラムと定員の見直し

経営専門職学科の新設に伴い、令和3年(2021)年度には、現代ビジネス学科の入学定員190名を150名に見直し、経営専門職学科の入学定員40名とあわせて190名とした。また、カリキュラムについても、現代ビジネス学科と経営専門職学科の2つの学科体制により本学教育の特色づくりを広報し、学生確保に結び付ける学生募集に取り組んできた。

現代ビジネス学科のカリキュラムの特色は、3年次の春学期に配置する「ビジネストレーニングプログラム」を中心とした実践教育にある。建学の精神に基づき、現代ビジネスが求める成長分野の知識と、確かな就業力を備えたビジネス・スペシャリストを育成することを目的とし、3年次春学期(4月～9月)には、企業、海外、農山村の長期インターンシップを中心とする「ビジネストレーニングプログラム」を配置している。

また、履修上のコースとしては、平成30(2018)年4月に「ビジネス心理コース」、平成31年(2019)年4月に「医療情報管理コース」を開設するなど、カリキュラムの充実を図ってきている。

また、経営専門職学科は、既設の大学が専門職大学設置基準に基づいて全国で初めて認可された学科である。そのカリキュラムの特色は、600時間程度の実習(臨地実務実習・事業改善実習・社会共創実習など)を中心に、経営に関する学術的知識を踏まえ、経営管理と経営情報の複合的で高度な職業能力の養成に特化している点にある。

大学院においては、学部教育との接続や院生の学修ニーズ、情報処理技術の進展等を踏まえ、より学際的な教育課程への見直しを行っている。博士前期課程の入学受入れ状況は、令和2(2020)年度は11名と入学定員を満たしたものの、令和3(2021)年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、入学定員の確保が難しい状況にある。

2) 入試方法の見直し

総合型選抜は、学部・学科のアドミッションポリシーに準じて学生を選抜する本学にとっても重要な位置を占める入試方法の1つである。令和3年(2021)年度入試から、総合型選抜及び学校推薦型選抜において、旧来のAO入試の際は受験生に課していなかった小論文試験を導入し、エントリーシートのほかに、小論文により受験生の思考力、判断力、表現力を評価している。また、これまで他大学と比較して抽象的な問いや記述分量が多かったエントリーシートの内容を改訂し、高校生にとって本学の志望理由や大学での学びに向けた意欲など、具体的な項目に見直した。

同じく令和3年(2021)年度入試から、大学入試センター試験(現大学共通テスト)を利用した選抜を行っている。

3) 入試広報体制の見直し

(a) 入試広報委員会における新たな担当制度の導入

入試問題作問担当、WEB担当、高大連携担当を新たに設け、より効率的、効果的な入試広報活動に努めている。

(b) 高校訪問体制の整備

入試広報室と教員の教職一体となった高校訪問体制を整え、実施している。入試広報室は、愛知県、岐阜県、三重県の高校訪問に当たって、遠隔地等の一部の重複を除いて担当分けし、効率的な高校訪問を行っている。また、入試広報委員会は、教員の専門分野、

在學生（入学実績のある高校）のゼミナール担当などを考慮し、教職の適切な役割分担に基づく効果的な連携の体制づくりを行うとともに、具体的な訪問校については、各人が前年度の訪問校を参考にしながら、決定している。教員が同伴した高校訪問や学長も自ら高校訪問を積極的に行っている。

4) 高校訪問の見直し

学部では、重要な入試広報手段の一つとして高校訪問を位置づけている。その中でも本学と結び付きのある高校を入試広報重点校として絞り、各業者との連携や各高校の進路指導教員との信頼関係を強化することで「顧客化」を目指している。具体的には(a)姉妹校、(b)愛知・岐阜・三重（伊勢以北）・静岡（掛川以西）・長野（松本以南）・北陸（実績校）・飛騨を中心とする入学実績のある高校、(c)近隣の高校（名古屋市内、春日井、瀬戸等の近郊）、(d)その他、担当者が進学状況等を見極めて新規開拓する高校である。高校訪問の「時期」については、各校における進路相談（生徒の進路選択）日程や本学の入試日程等を考慮し、高校訪問強化期間を次のように設定する。

- (a) 第 1 期入試広報期間：4 月 11 日～ 5 月初旬＜御礼訪問、学校案内配付、電話・本学ホームページ 個別相談＞
- (b) 第 2 期入試広報期間：5 月中旬～11 月初旬＜指定校依頼、学校推薦型、総合型を含む、電話・本学ホームページ 個別相談＞
- (c) 第 3 期入試広報期間：11 月中旬～ 3 月下旬＜一般、総合型、2 年生、電話・本学ホームページ 個別相談＞

5) 奨学金の見直し

安定した学生確保に向けて、姉妹校からの入学を促進するため、姉妹校特待生制度を創設し、評定平均が 4.0 以上については入学金免除、授業料 1/4 免除の措置を導入している。また、姉妹校経済的支援制度として、評定平均が 3.0 以上については入学金免除、初年度に限り授業料 1/4 免除の措置を、それ以外については入学金免除の措置を導入している。こうした取組等により、姉妹校における本学への進路指導の強化を促している。

また、準姉妹校の位置付けを行っている高大連携協定校（受験協定校）についても、姉妹校に準じた措置を導入している。

このほか、一般選抜・大学入学共通テスト利用を対象に学業特待生制度を創設し、一定以上の試験成績を収めた出願者に対して、授業料 1/2 免除又は授業料 1/4 免除の措置、学校推薦型選抜指定校制を対象に入学金 1/2 免除の措置等を講じている。また、留学生には日本語学校に対して指定校制を依頼しており日本語能力並びに学習意欲の高い学生を募集している。また日本語学校にも学校推薦型選抜指定校制を対象に入学金 1/2 免除の措置を講じている。

さらに、遠隔地入学生支援制度として、通学時間が 2 時間以上要する入学生には年間 8 万円を 3 年間給付する制度と、沖縄・離島経済支援奨学生制度として、沖縄・離島に居住し、学校推薦型選抜または総合型選抜制度で受験し、一定の要件を満たした入学生に対し入学金や授業料の優遇制度を設けている。

大学院の適切な学生受入れ数の維持に向けては、受験生に対して、大学院入試説明会やオープンキャンパス等を通じて進学希望者に対する個別説明を行っている。また、大学院

の受験生から、大学ホームページは大学院の入試情報にアクセスしにくいという声があったことから、そのトップ画面に大学院のバナーを設けるなどの見直しを行っている。

入学試験については、秋入学を含め年に4回入試を実施している。留学生に対する奨学金については、一定の試験成績を収めた出願者を対象に入学金相当額全額免除の措置を講じている。また、本学の学部を卒業して一年以内に受験をする場合は入学検定料と入学金相当額全額免除の措置を講じている。

さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外の現地調査を前提とした研究計画の大幅な見直しが余儀なくされるとともに、研究調査や家庭事情により一時帰国した留学生の再入国手続きに時間がかかるなど、院生の研究活動に支障が生じている。このため、コロナ禍に対する特別措置として、「新型コロナウイルス蔓延に伴う研究活動遅延による在学期間延期制度」の導入により、在学生に対して、研究活動の質を担保すると同時に、経済的負担の軽減を図っている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

学部では、経営専門職学科の開設、現代ビジネス学科における履修上のコースの新設等のカリキュラムの充実を通して、時代のニーズに対応した教育の特色づくりを進めるとともに、入試広報の組織運用についても大幅な改善に取り組んできた。その結果、入学定員充足率は、令和2(2020)年度以降、定員の90%を超えるようになり、令和3(2021)年度の収容定員充足率も99%まで改善しているものの、経営専門職学科の定員充足には至っていない。今後とも、学部教育の特色を高校生やその保護者、高校関係者に的確に伝え、定員確保に結び付けていくため、教職一体となった効果的な入試広報活動の強化に取り組む。特に学生募集が課題となっている経営専門職学科については、企業経営に関する職業実践力の養成という教育上の特色をアピールするため、高校生を対象としたビジネスコンテストの企画・実施、学生と地元メディアが連携しSDGs先進企業取材番組の制作とYouTube配信、学生による福祉アイデアコンテストの企画・実施、企業との連携による本学ホームページでの動画配信など、企業経営に関連する実践的な学びや活動を核とした入試広報の展開に引き続き取り組む。

また、大学院の入学確保に向けては、学部からの進学希望者の増加を促すために、ゼミナール指導や学内説明会の更なる充実を図る。また、教育課程の見直しにより、より学際的な教育研究が可能となったことをアピールしつつ、学部と同様に、学外への積極的な入試広報活動を推進する。社会人に対しては、新たな職業実践力育成プログラムの開発や尾張旭市職員を対象とした公開講座の開催などを通じて、大学院の教育研究に触れる機会を拡充する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

1) 学部

学修支援体制は、教務委員会(履修指導)、教育研究センター(学生による授業評価アンケートに基づく授業改善)、キャリア支援委員会(インターンシップ科目等による学修支援)、学生支援委員会(障がいのある学生への配慮)に教員と職員が連携することで、教職協働が確立されている。

(a) 履修指導

入学時のオリエンテーションでは、教務委員会が履修要覧に沿って三つのポリシーや履修に関する説明を行っている。

Semester毎の履修指導は、全学年で必修科目として配置されているゼミナールの担当教員が実施している。ゼミナールでは、10名程度の少人数指導が可能であり、学生は教務課から示された取得履修単位等の情報を基に、履修計画を作成し、ゼミナール指導教員が再確認する体制が整えられている。また、日頃の学修支援は、ゼミナール指導教員と事務局職員(教務課、学生課、キャリア支援課)が連携、協働して職務を遂行し、個々の学生のニーズに対応している。

履修した科目の成績評価に関しては、履修要覧に「試験・成績評価」として示している。また、学生にとって、履修した科目の成績評価は重要な問題である。そこで「成績についての問い合わせ制度」を設け、春学期、秋学期それぞれに教務課を窓口とする成績評価への質問を受け付けている。評価に疑義のある学生は、書面をとおして担当教員に質問し、教員がそれに答えるシステムを稼働させている。

(b) 成績不振学生に対する支援

「名古屋産業大学グレードポイントアベレージ運用規程」に従い、直近の Semesterの GPA (3-1-②で詳述)が 1.5 未満の学生については、履修登録時にゼミナール担当教員が面談および修学指導を行う。GPA が低くなった理由と今後の履修計画を共有し、GPA の改善を促す指導を行い、履修計画の進捗状況について、 Semester中のゼミ指導を通して進捗管理を行う。

(c) 学生による授業評価アンケート

教育研究センターは、授業に対する学生の意見について、毎年度の春学期、秋学期にそれぞれ 1 回実施する「学生による授業評価アンケート」を継続して実施しており、FD 活動の一環として授業評価を学生が実施している。ゼミナールを除き、全ての授業科目を評価の対象にしている。このアンケートは、趣旨の説明を除き、学生が自らの意見を反映できるように、学生の代表者がアンケートを回収するか、匿名性が確保されたオンライン形式のアンケートを実施している。アンケートの集計結果については、全教員の平均値と併

せて各教員に示し、アンケート結果に対しては、教員に自己点検・評価調査票の提出を求めることなどにより、授業改善を促している。

(d) 学生カルテの整備

本学では、学生情報の活用を通じて、個々の学生の学修状況の現状や問題点を整理・分析、共有し、学びの支援を組織的に行うために、学生カルテの整備と改善を図っている。学生カルテでは、一人ひとりの学生の基本情報、成績・進路情報、相談・指導記録情報等の個人情報教職員が総合的に管理、共有している。

2) 大学院

入学時のオリエンテーションは、履修要覧に沿って、大学院研究科長と教務課長が三つのポリシーや履修の説明を行っている。

大学院の学修に係る履修指導は、院生の指導教員が実施している。院生は教務課から示された取得履修単位等の情報を基に、履修計画を作成し、指導教員が再確認する体制が整えられている。また、日頃の学修支援は、指導教員と事務局職員（教務課、学生課、キャリア支援課）が連携、協働して職務を遂行し、個々の学生のニーズに対応している。

履修した科目の成績評価に関しては、履修要覧に「試験及び評価」として示していることに加え、大学院入学前の既修得単位の認定についても可能なことが履修要覧に示され、学生に周知されている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

1) 学部

(a) 障がいのある学生への配慮

障がいのある学生に対しては、障害学生修学支援規程に基づき配慮している。学生または保護者から障がいに対する合理的配慮の要望がある場合、学部長と学生支援委員会、ゼミナール担当教員、学生課職員が情報を共有し、障がいの様態と要望内容に基づき支援内容を決定するとともに、当該学生が履修する授業の担当教員と応対する職員に依頼して学修支援を行っている。受講支援は、出入口付近の座席配置や指名発言の免除、試験解答時間の延長などである。平成29（2017）年度以降の申請件数は7件であった。

(b) オフィスアワー

学生が授業時間以外に、履修している科目について相談する場として、勤務日の授業や会議等を除く2限～4限をオフィスアワーとして設置し、全学的に実施している。オフィスアワーの時間は教員によって異なるので、該当時間を学内掲示板で周知し、その活用を促している。

(c) アシスタントの採用

情報系科目を中心に、PC教室を利用する10名以上の講義に関しては、アシスタントを採用しており、パソコンの習熟度の個人差に応じた対応等を進めている。

(d) 中途退学、休学及び留年への対応策

週に1回10名前後の少人数指導を行うゼミナールに、初年次を含む全学生を配属させることで、①授業欠席が著しいなどの成績不振、②学費の支払いが滞るなどの家計の問題、③部活動の退部など目標の喪失、④大学に馴染めない孤立感等の退学・休学につながりうる要因をくみ上げる体制がある。

ゼミナール担当教員は、履修上のコース別に配置され、学科あるいはコース毎に週1回、特に学修が心配な学生指導に関する情報共有を行っている。具体的には、先述した退学・休学につながりうる要因を抱える学生に対して、ゼミナール担当教員と当該学生が所属するコース責任者が指導・助言の責務を担い、悩みや迷いを抱く学生には、丁寧な個人面談等を実施し、情報共有を図っている。

同じく週1回、学科あるいはコース毎にゼミナール担当教員と情報共有された内容を、学長、学部長、学長補佐、学科長、事務局長、コース責任者から構成される学長直轄の「コースミーティング」において情報共有を行っている。従って、学長は週に1度のペースで学修が心配な学生の状況の変化を把握しており、学長のリーダーシップのもとに、安易に退学や休学に陥らないようにきめ細やかな学修支援を行う組織的な体制を構築している。

退学・休学者を減少させる取組としては、特に新入生オリエンテーションにおいて、学生生活の基本事項を身に付ける大切さを説明するとともに、学生の居場所づくり、仲間づくりの支援を充実するための工夫を重ねてきた。平成29(2017)年度から開始したフィールド・オリエンテーションは、平成30(2018)年度には学内ウォークラリーと大学周辺フィールドワーク・フォトコンテスト、座禅体験、令和元(2019)年度にはオリエンテーション合宿、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度は、学内におけるマップ・ワークと大学あるある探検、大学付近の野外施設におけるBBQ体験とフォトコンテストを実施した。

大学院では、これまでに障がいのある学生の入学実績はないが、該当者がいる場合は、学部の障害学生修学支援制度を準用し対応することとしている。また、大学院の授業科目は、受講者数が10名以下であるので、TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援は実施していない。さらに、大学院では留年制度をカリキュラムとして定めていないが、経済的な背景や個人的な理由による中退者および除籍者がいる場合には、指導教員の責任の下、理由の妥当性が大学院研究科委員会において審議された上で許可されている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、「全学年の少人数教育ゼミナールによる履修指導」、「障がいのある学生への配慮」、「アシスタントの採用」等、多様な学生の能力に応じた教育実践に当たっては、教員と職員との協働およびアシスタントの活用による制度が機能している。今後は、成績不振者への学修支援にのみならず、学修成果を高めるための学修支援により注力していく。

大学院においては、マンツーマンの学修支援を基本としており、今後とも、指導教員と事務局職員が連携、協働して、個々の学生のニーズへの対応に取り組む。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

1) 課程内における体制整備

(a) 現代ビジネス学科

平成 24(2012)年度から、産学連携、域学連携を強化し、実践教育を重視したビジネススクール指向の新カリキュラムを導入することにより、学生の社会的・職業的自立を促す指導体制を整備してきた。また、社会人基礎力の養成を重視し、以下の科目を配置することにより、インターンシップや PBL などの実践教育を効果的に推進する体制を構築している。

① 「キャリアデザイン I・II」：1 年生対象（必修）

企業等の実務者を外部講師として招き、自己形成に役立つ就業意識を醸成している。

② 「キャリアガイダンス I・II」：2～4 年生対象

進路選択や将来設計に対する意識の向上を図っている。

③ 「インターンシップ（導入）」：2～4 年生対象

短期（2 週間）の就業体験を通し働くことへの理解、実社会への適応能力向上、自立心・独立心の養成、学修意欲を喚起している。

④ 「長期インターンシップ（企業・農山村・海外）」：3～4 年生対象

企業インターンシップは、事業所(企業・自治体等)で約 3 か月間の就業体験(インターンシップ)を行いながら、授業で学んだ知識や社会人基礎力を業務の場で活用すること、円滑な就職活動を目指して職業や労働に対する自身の考え方を明確にすること等を目標としている。

農山村インターンシップでは、農山村における実践的な環境の下で、学生・大学と農山村の住民・企業・自治体等が共同課題に取り組み、農山村活性化のための課題の探求活動や農業技術、宿泊施設経営の実践等を体験する。農山村と都市との交流を進められる技量を有した人材を育成することを目的としている。

海外インターンシップは、台湾・オーストラリアにおいて、語学研修を行った後、プログラムで設定したホテル・旅行会社・観光農園で就業体験することにより、海外で必要とされる語学力及び就業可能な人材を育成することを目標としている。

⑤ 「インターンシップ I」：3～4 年生対象

学内に設立された株式会社名古屋産業大学グリーン・ソーシャルビジネスと連携した学内インターンシップであり、社会課題解決に向けてPBLによる実践的な学習に取り組んでいる。

⑥ 「地域ビジネス論」(5 科目)：3～4 年生対象

経営戦略とマーケティングを中心に、企業の事例を取り上げながら実践的なビジネス全

体像の理解を目指している。外部講師として実務家による学修講義を多く取り入れている。

このほか、1、2年生対象の専門基礎演習科目「ビジネス能力検定Ⅰ、Ⅱ（Ⅰは必修科目）」を開講し、ビジネスの基礎能力の育成に取り組んでいる。

(b) 経営専門職学科

また、令和3（2021）年度開設の経営専門職学科では、企業経営に関する職業実践力の養成を重視し、以下の科目を配置することにより、600時間以上の臨地実務実習など、理論と実践を往還する実践的な教育プログラムの体系的な構築に取り組んでいる。

① 「キャリアデザインⅠ」：1年生対象（必修）

社会で活躍するための社会の基礎知識と自己理解を深めることで、自己形成に役立つ就業意識を醸成している。

② 「キャリアデザインⅡ」：2年生対象（必修）

将来、社会で必要な知識・技術・技能について検討し学習計画を立てるなど、自己分析や業界研究などを行い、円滑なキャリア形成に繋げている。

以上が開講済の科目であり、今後、③「キャリアデザインⅢ」を3年次の必修科目として開講するとともに、④インターンシップ、⑤長期インターンシップⅠ・Ⅱ・Ⅲを中心とした600時間以上の臨地実務実習の実施や、実務家教員による実践的な教育を通じて、「デジタルデータの知識技能を駆使し、企業経営や社会の変化に対応した事業の実践を通じて、価値創造に貢献する専門職人材の養成」を目指している。

2) 課程外における体制整備

教学組織「キャリア支援委員会」と事務組織「キャリア支援課」が連携し、教員と事務職員が一体となって就職等の進路相談や助言、キャリアアップ支援を行っている。キャリア支援委員会では、毎月、定例委員会を開き、就職支援強化やインターンシップ（導入）の推進、資格検定取得促進の検討を行っている。また、キャリア支援課は、同委員会の庶務のほか、就職や進路に関する事務や学生指導、相談等を担っている。

(a) キャリア支援課での学生指導

【現代ビジネス学科3年生対象】

- ・就職ガイダンス：秋学期6回
外部の専門家らを招き、就職活動に対する心構えや企業説明会等を実施している。
- ・個別進路面談：1月
学生一人ひとりの希望進路等の基礎情報を把握している。
- ・学内合同企業説明会：7月及び3月
令和3(2021)年度の7月は12の企業・団体、3月は31の企業・団体を招いた。

【現代ビジネス学科4年生対象】

- ・個別進路面談：5月、7月
学生一人ひとりの現状把握と今後の進路指導を行っている。
- ・個々の状況に応じたマンツーマン指導：随時
個々の希望に合った求人票の提供や、学内求人票検索システムの活用指導を随時行っている。また、採用選考の進捗状況に応じて、履歴書添削や面接対策指導を随時行っている。

(b) 進路相談室や関連資料等の整備

キャリア支援課に進路相談室を設け、随時、就職活動での悩みや相談に応じている。ま

た、採用試験対策等の就職関連書籍の整備・貸出や、卒業生の受験報告書の開示等、積極的な情報提供を行っている。

(c) 資格・検定報奨金制度

平成 25(2013)年度より、「学生の資格取得および検定合格に対する報奨金制度」をキャリア支援委員会所管で設け、キャリアアップにつなげる資格取得や検定合格を促す目的で、合格難易度に応じた報奨金を給付している。令和 3 (2021) 年度は 29 件の申請があり、申請書類の審査の結果、28 件に報奨金を給付した。

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

1) 課程内における向上方策

本学では大学が育成する能力と産業界が求める能力のミスマッチ防止に努め、キャリアガイダンスの推進に対する全学的な共通認識の醸成を推し進めてきた。この方針を今後とも推進していく。

また、令和 3 (2021) 年度の経営専門職学科開設に伴い、社会での豊富な実践経験を有する実務家教員が多く配置されるとともに、インターンシップにおける専門コーディネーター人材も拡充された。こうした人的資源を活かし、建学の精神に位置付けられた職業教育の徹底を図る観点から、引き続きキャリア教育の改善と充実を図る。

2) 課程外における向上方策

正課外においては、まず求人企業のさらなる開拓が必要である。同時にゼミナールを通じて、教員による就職支援活動を積極的に促すことによって、卒業予定者の就職希望割合を増やす努力を行う。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生サービス・厚生補導

事務組織「学生課」が学生サービス・厚生補導のための業務を行う。また、教学組織「学生支援委員会」が情報の共有および審議を行い、教職協働の体制で学生サービス・厚生補導に関する事項に対応している。

2) 経済的な支援

学部の入学生に対しては、指定校推薦入学、AO入学、スポーツ推薦入学、資格推薦入学、姉妹校入学（菊武学園特別特待生規程、学園関係者の授業料等減免に関する規程）、留学生（外国人留学生免除制度）の各種特待生に対する減免制度を設けている。大学院の入学生に対しても、姉妹校入学（菊武学園特別特待生規程、学園関係者の授業料等減免に関する規程）、留学生（外国人留学生免除制度）の各種特待生に対する減免制度を設けている。また、在学生に対しては、授業料減免制度、私費外国人留学生授業減免制度を設けている。さらに、編入生に対しては、検定料、入学金免除の制度がある。また、学外の各種奨学金制度の応募に対しての積極的な支援に取り組んでいる。学生寮は運営していないが、自宅から通学する経路において片道2時間以上を要する学生（該当する自宅外通学者も含む）には、遠隔地入学生支援を行っており、経済的な支援を行っている。この他、前年度は該当者がいないため実施していないが、沖縄・離島経済支援奨学制度等の学生への経済的支援制度等も設けている。

具体的な支援制度は以下のとおりである。

(a) 学内報奨・奨学制度

本学が独自で行っている学内の報奨・奨学制度とその運用状況は、以下のとおりである。

① 特待生

一般入試Ⅰ期を対象とした学業特待生奨学学生制度により、一定以上の試験成績を収めた出願者に対して授業料等の減免を行うものである。これは募集要項を通じて出願者に明示されている。

② スポーツ特待生

本学が強化する運動部に入部し、他の模範となることが期待される学生に対して、スポーツ特待を実施している。さらに入学後在部の4年間、毎年進級時に学習成果を評価している。

③ 遠隔地入学生支援制度

「名古屋産業大学遠隔地入学生支援に関する規程」に定められたとおり、1年から3年生までの学生で、自宅からの通学に公共交通機関で片道2時間以上要し、自宅から通学する学生及び同条件の自宅外通学生を対象に、遠隔地入学生支援として助成している。

④ 学業継続支援

コロナ禍に際しては、保護者の収入の低下や学生アルバイトの機会の減少により、学生の経済的支援に対する要望は高まった。本学では独自に授業料納付の延期、授業料減免などの学業継続支援を行い、学生の経済的要望に対応している。

⑤ その他

以上の他、学友会活動、重点クラブ活動、サークル活動に対して支援を実施しており、学生の希望によるサークル活動の立ち上げも支援している。

(b) 学外の奨学制度

学外の奨学金制度としては、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、各種団体や財団が随時募集している奨学金制度を学生に紹介している。学生の申込により、これらの奨学金制度に関しての手続き管理・運営も学生課が行っている。

3) 学生の課外活動

学生支援委員会では、学生課、保健室と連携し、教務委員会、国際交流委員会等とも協力しつつ、学生による学友会、留学生会、各種クラブ、サークル、ボランティア活動等の学生の課外活動への支援を教職員協力の下で積極的に支援している。

学生の自治組織である学友会は、課外活動を統括する全学生加入制の組織であり、学生の課外活動への支援を行っている。学友会の下部組織である大学祭実行委員会による大学祭は、開学の平成12(2000)年度より、尾張旭市の市民祭に協賛する取組も行われている。また、課外活動への支援のため、クラブ活動費（クラブ活動補助金・同好会奨励金）、大学祭補助金を支出しており、さらに、平成14(2002)年度以降、学友会イベント事業費を支出している。

尾張旭市の市民祭に協賛し同日開催する大学祭は、令和元(2019)年度で20回目となり（令和2(2020)年度、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の影響から中止）、大学から城山公園にかけて行われるスタンプラリーにも参加するなど、地元市民との協力関係が一層深まっている。こうした学生中心の組織である大学祭実行委員会の大学祭への熱心な取組により、大学周辺に居住する市民への広報活動も行われるようになっている。

本学における課外活動は、令和3(2021)年度末現在、クラブ・サークル16(体育会系10、文化会系6)である。このうち、強化指定クラブは、体育会系の硬式野球部、サッカー部、ウエイトリフティング部、ボウリング部、準硬式野球部、ボクシング部である。文化会系の軽音楽部は、開学時から活動を継続、平成20(2008)年度から姉妹校軽音楽部合同ライブを年1回主催している。また、エコレク部は瀬戸市環境課や地域の環境保全団体との協働を含め開部から熱心に活動を続けている。希望するクラブ・同好会に対してクラブハウスの使用を認めており、使用規程に従う形で学生による自主的な管理と運営が行われている。

4) 学生への健康相談、心的支援、生活相談等

社会情勢が大きく変化する中、勉学、家計、友人・人間関係、健康上の悩み等を持った学生も増加しており、多様な学生への個別対応を、ゼミナールを担当する個々の教員に対応をすべて任せることは難しく、教員、教務課、学生課による有機的連携の必要性は非常に高い。

そこで本学では、健康相談と心的支援を充実させるために平成21(2009)年度から、保

健室に常勤の職員を配置している。心身の健康に関する相談、支援は、学生課が直接的な窓口として対応している。学生は怪我や急病に際し、学生課を経由して保健室で処置を受け、休養することができる。学校保健法に基づく健康診断をはじめ、心的健康支援のためカウンセリングの運営を学生課が担当しており、カウンセラーが、月3回ペースでカウンセリングを行っている。さらに、状況により外部の医療機関の紹介もしている。

保健室は、相談の内容が漏れないよう個室となっており、面談室は学生が気軽に相談を申し込めるような設備になっており、保健室、面談室とも利用率は高い。

学生からの相談内容について、個人情報にかかわるものはその保護を保証している。ただし、学生相談室、保健室、その他における学生からの相談内容に応じて、保健室、カウンセラー、教職員からの検討課題がある場合には、学生課、学生支援委員会で確認し対応している。このため、学生支援委員会には、教員、学生課職員、保健室職員の代表が参加しており、必要に応じて、教職員が協力して対応にあたることのできる体制を整えている。

また、留学生の支援を目的として、専任の外国人教員ならびに常勤の外国人職員を配置して、学業や生活、経済面を含む様々な事柄を気楽に相談できる体制が整備されている。

さらに、年に1回、教育懇談会を開催し、ゼミナール担当教員が保護者から直接相談を受ける等、学生本人、保護者、ゼミナール担当教員を含め関係者すべてによる厚生補導を実施しており、学生に対する支援は組織的かつ適切に機能を果たしている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに関して、学生のニーズの多様化にともなう施設、設備の更新、維持・管理は必須の課題であり、対応可能なものから順次手がけている。

奨学制度の適用に関しては、推薦・審議等の業務をより円滑に実施し、新たな奨学制度に関する情報を積極的に入手するよう努力している。また、学業特待生について、毎年進級時の学習成果の基準を明確にし、特待生にその内容及び評価結果を告知することを検討している。さらに、表彰制度においては、学業成績のみならずスポーツ等対外活動に関する評価も加え、総合的な評価制度を導入すべく新たな制度を試み、よりよいものに改善しているが、これを継続し、発展させる。

学生の課外活動への支援のために必要とされる設備の整備と充実については継続的に検討し、その具体化を図る。また、各大会において優秀な成績を収めた功労者を表彰するスポーツ・文化功労表彰を行っているが、本学における課外活動のさらなる発展を図るために、課外活動の主体性・自主性を尊重しながら、多くの学生が課外活動に参加できるように大学による支援体制の整備に努めていく。

学生サービスに対する意見・要望の汲み上げは、さまざまなチャンネルを通じて実施されているが、学友会と学生支援委員会との協議等、学生から直に意見・要望を聞く場づくりに向けた討議はなされていない。また、教務委員会、教務課と協力し、学生の要望を把握して、学生生活をより豊かにすると考えられる事柄を、学生とともに取り組むという仕掛けが重要である。たとえば、複数のゼミナールによる共同活動等は、学生サービスの変形として検討すべきテーマである。そうしたアイデアを学内で、とりわけゼミナールの中で学生を巻き込んだ形で議論し、対応可能なものから実行していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地について

校地は、名古屋市の東に隣接する尾張旭市にあり、対象校地面積は大学設置基準を満たす 75,562 m²である。名鉄瀬戸線の尾張旭駅から徒歩 7 分ほどである。当駅は名古屋の公共交通の要所である栄町駅から 20 分、名古屋駅から 1 回の乗り換えを含めて 30 分とアクセスが良い。そのため、名古屋市内、愛知県内の近隣市町村のみならず、隣県の岐阜県、三重県からも通学している状況であり、名古屋都市圏としての一体的な産業経済圏にある東海 3 県の学ぶ意欲のある学生の要求に応えることができる。

一方、大学院講義を行うサテライトキャンパスは、社会人の利便性を考慮し、名古屋市北区において夜間開講をしている。

2) 運動場について

本学は、31,447 m²の運動場を名古屋経営短期大学と共有している。主な運動場として、尾張旭キャンパスには、1,728 m²の多目的グラウンドを設置しており、また、同キャンパスからスクールバスで 5 分の場所に、本学園の総合運動施設として「キクタケスポーツヒルズ」を設置している。この施設の総面積 51,144 m²のうち、本学と名古屋経営短期大学は、25,801 m²を共用し、体育館、サッカーグラウンド、テニスコート等の管理運営を行っている。学生は主に自転車やスクールバス等で移動しており、授業と運動を支障なく両立させることが可能である。また、校地内には、人工芝を敷いた多目的グラウンドおよび体育館、トレーニングルームを設置している。

3) 学生の休息、その他の利用のための適当な空地の整備状況

本学学生の休息等のための空地は十分に確保されている。2 号館南側の空地には、デッキテラスを整備、屋外での喫食、休息も可能である。また、1 号館 1 階の学生ホール（ラーニングコモンズ）は約 150 名の収容が可能で、常時開放している。無料の給茶機と飲料自動販売機を 3 台設置し、学生の休息場として活用しているほか、可動式の座席やテーブルが自由に移動でき、白い壁面に備え付けた 3 台のプロジェクターを自由に使用できることから自主学習の場としても活用している。

学生食堂（スチューデントコモンズ）は、休業日を除き常時、開放している。コンビニエンスストアも併設し、学生の利便性にも配慮している。

1 号館 3 階の音楽練習室にはカラオケ機器を備え、学生の休息、余暇の場として常時開放している（予約制）。3 号館 1 階ロビーは、ベンチと可動式のテーブルとイスを設け、休

憩スペースとして活用している。

4) 校舎について

本学は、面積 23,231 m²の校舎を有しており、講義室 25 室、ゼミ室 15 室を備え、各講義室にはプロジェクター、スクリーン等も設置し必要な学習環境を整えていることから、充実した教育が可能である。

また本学は、併設の短大校舎も含め、昭和 56 (1981) 年 7 月 1 日以降の新耐震基準の建物であるため、耐震化率は 100%となっており、このことはホームページ上でも公開している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

学生の自主的学修をサポートする施設としては、図書館や PC 講義室等がある。

図書館は名古屋産業大学・名古屋産業大学大学院、併設の名古屋経営短期大学との共通図書館であり、総面積は 767 m²、124 の閲覧席と視聴覚コーナーを有し、開館時間は平日の午前 9 時から午後 5 時、土曜日は午前 9 時から午後 12 時 30 分までとなっている。令和 3 (2021) 年 5 月 1 日時点の図書数は 73,830 点 (和書、洋書、視聴覚資料、電子書籍) であり、学部・大学院の教育課程において必要とする資料を系統的に備えている。また、学内では対応できない本学に所蔵されていない図書等の資料は、愛知県瀬戸市と近隣の 6 大学 (名古屋産業大学、愛知工業大学、金城学院大学、名古屋学院大学、南山大学、愛知医科大学) との協力にて「大学コンソーシアムせと」を組織化しており、瀬戸市との間では各大学は無料で相互貸借ができ、他の大学間では ILL システムにて相互貸借を行い、図書館ネットワークを形成している。さらに、地域社会へのサービス向上と連携・発展を目的として、中高生を含めた学外者にも開放されている。

PC 講義室は、授業時間外についても学生に開放されており、学生の自主的学修のために活用されている。PC 講義室の PC 環境については、ハードウェアおよびソフトウェアの定期的な入れ替えを行っており、常に整備が心がけられている。さらに、経営専門職学科の設置に伴い、40 台の PC を備えた演習室(フューチャールーム)を新たに整備している。

また、現代ビジネス学部では、これまでも産学連携、地域連携を通じて、実践教育を重視したカリキュラムの充実と学習環境の整備に取り組んできており、その一環として、2017 (平成 29) 年度には、文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」の採択を得て、図書館に隣接する学生ホールを学生の自主的、主体的な学びの場となる「ラーニングcommons」に、食堂を学生交流、地域交流の場としての機能を備えた「スチューデントcommons」にリニューアルした。その有効活用を図ることで、教育課程内外における学習活動を支援している。

大学院では、大学院生室とサテライトキャンパス図書室に配置する PC の利用環境向上を図っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

総合受付のある 1 号館 1 階入口には点字ブロックを設置し、視覚に障害のある方への配慮を行っている。3、4 号館及び文化センターには車イスでの移動を可能とするためのスロープ、多目的トイレを設置している。一方、建築時期の古い 1、2 号館はスロープ、多目的トイレについては未対応となっているが、大規模な改修を伴うことから、検討課題として

いる。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の教育環境の特徴のひとつは、少人数教育である。講義の種類により、学習効果に配慮した教育環境にするために、受講者規模に配慮している。

教室の収容人数から、語学科目は30名以内で開講、PC教室における講義・演習科目は40名以内で開講している。

現代ビジネス学科においては、令和3(2021)年度春学期の状況として、40名以下の授業が全体の67.9%、41～70名は16.0%、71～100名は9.0%、100名を超えるのは7.1%であった。教務委員会では、次年度の時間割編成で調整する措置や開講数を増やす措置を毎年、検討し実施に移している。

また、経営専門職学科においては、専門職大学設置基準に基づき、同時に授業を行う学生数を40名以下としており、受講者規模の問題は生じない。

大学院においても、博士前期課程の入学定員は10名であり、講義科目は10名以下、演習科目は1～3名程度で開講している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

キャンパスを併設の名古屋経営短期大学と共有しており、一部校舎が老朽化しているため、計画的な更新が必要である。また、身障者用トイレやスロープ等も設置しているが、バリアフリーが不十分な校舎もあるので、今後、整備計画の検討を進める。学生の自主的学修をサポートするための施設としての図書館やPC教室、体育館等のスポーツ施設は常に整備が心がけられているが、今後も定期的な更新を行う必要があり、適切な管理を継続する。図書館とPC講義室については、それぞれ教員と職員双方によって構成される図書委員会と情報センター運営委員会が適切な管理の任に当たっている。

授業を行う学生数については、適切に管理されているが、今後も、科目の種類による学習効果に配慮した受講者数、開講数、時間割編成、教員や講義アシスタントの配置について、教務委員会の検討、対応を継続的に実施する。

さらに、IR推進委員会が2年に一度実施している学生アンケートでは、教育環境に関する学生の満足度を検討するための基礎資料として、「何名規模の授業を全履修講義のうちそれぞれ何割程度ずつ受講しているのか(問3)」、「学習施設にどの程度満足しているか(問9)」等の項目を含んでいる。この定期的な調査と分析結果を学修環境整備へ積極的に活かすための検討も今後は求められる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修（授業および予習と復習）の支援に関する学生の意見・要望については、教学組織「教務委員会」と事務組織「教務課」が連携し、教職員が一体となって把握・分析し、検討結果を活用している。

授業担当教員、ゼミナール担当教員、学生ホールの意見箱、教務課に対して寄せられる学生からの意見・要望は、教務課でまず集約され、それらを教務委員会が検討し、関係部局とも協議して対応する。対応が難しいものは、学長直轄のコースミーティングに報告して対応を協議し、必要な場合は大学評議会、学部運営委員会、研究科運営委員会での検討を依頼する。

さらに、毎年開催される教育懇談会（保護者会）において、学校の現状の説明とともにゼミナール担当教員との個別面談を通じ、学生の保護者からも意見や要望を聞いている。このように学生からの意見の汲み上げは、重層的になされ、適切に運営されている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望については、教学組織「学生支援委員会」と事務組織「学生課」が連携し、教職員が一体となって把握・分析し、検討結果を活用している。

ゼミナール担当教員、学生ホールの意見箱、学生課に対して寄せられる個々の学生からの意見・要望や学生組織学友会からの意見・要望は、学生課でまず集約され、それらを学生支援委員会で検討し、関係教員や関係部局とも協議して対応する。対応が難しいものは、学長直轄のコースミーティングに報告して対応を協議し、必要な場合は大学評議会、学部運営委員会、研究科運営委員会での検討を依頼する。

心身の健康に関する相談、支援は、学生課が直接的な窓口として対応している。入学時には「入学時健康調査票」による調査を行っている。

学生の心的要因に関する支援は、年々必要性が増している。学生自身や保護者が気付くより前に出席状況の悪化やゼミナールでの受講態度からゼミナール担当教員が気付くことがある。前述したように本学では、学年ごとに学生がゼミナールに所属しており、ゼミナール担当教員が学生の生活指導の一端を担っている。各ゼミナールでは各学期に少なくとも 1 回、担当教員が学生の面談を行っている。教員は、毎週開催される学長直轄のコースミーティングにおいて、該当すると推測される学生の要望にも偏見なく対応できるようにしている。面談を通して得た心身の健康状態や相談事は、学生カルテに記録保存し、次年

度のゼミナール担当教員に引継ぎができるようにしている。毎年2月に教育懇談会を開催しており、ゼミナール担当教員は、保護者経由で学生の心身に関する相談を受けることもある。必要に応じて守秘義務に十分に注意したうえで、教員間や学生課と共有し、学生に適切な対応をすることが可能である。必要な場合、カウンセリング担当者からの助言を受けて、学生課から、当該学生のゼミナール担当教員をはじめ、履修科目の担当教員に対して適切な配慮を求めるよう伝達されている。

経済的支援は、学生支援委員会で検討のうえ、学生課の奨学金等担当職員を中心に、相談・支援を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修（授業および予習と復習）の環境に関する学生の意見・要望については、教学組織「教務委員会」と事務組織「教務課」が連携し、教職員が一体となって把握・分析し、検討結果を活用している。

学生からの意見・要望への対応については、2-6-①と同様である。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、遠隔授業の導入が必要だった令和2（2020）年5月には、全学生に修学支援金として一人当たり一律3万円を現金で給付し、遠隔授業用の機器購入等に充てられた。さらに、モバイルWiFiルーターの無償貸し出しを行うなど、遠隔授業の実施によって学生が不利益にならないよう配慮した。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

学生からの意見・要望に関して、学生のニーズの多様化にともなう施設、設備の更新、維持・管理は必須の課題であり、対応可能なものから順次手がけている。

学生の意見をくみ上げることに関しては、ゼミナール教員を通して学生個別の意見を把握するとともに、迅速に適切な対応を実現するために関係教員と関係部局との連携をさらに工夫する。

【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、アドミッションポリシーに沿った入学者受入れを実施するとともに、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持についての検証を行い、改善・向上方策を明確にできている。学修支援、学生サービス、学生の意見・要望への対応については、全学年で必修科目として配置されているゼミナールの担当教員による少人数指導を中心として、充実が図られている。キャリア支援については、課程内外における体制整備の充実が図られている。

以上から、基準2を満たしていると判断している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマポリシーの策定と周知

学部の教育理念は、「誠実にして創造性に富み、専門的能力を身につけた、産業社会で活躍できる人材の育成」である。この教育理念を達成するために、学部のディプロマポリシーを「様々なビジネスシーンの問題解決に応用できる知識と社会人基礎力などの能力・資質を修得し、それらを活かして産業・経済の発展に寄与できる人材を育成する」と定めている。

また、現代ビジネス学科と経営専門職学科のいずれの学科も現代ビジネスに貢献する人材を養成することに共通点があるが、養成する人材像がそれぞれ異なる。現代ビジネス学科が「ビジネスの基礎知識を修得し、環境、情報、医療情報管理、スポーツ、心理、グローバルに関する知識を活かして、産業・経済の発展に寄与する人材」の養成を目指すのに対して、経営専門職学科は「デジタルデータの知識技能を駆使し、企業経営や社会の変化に対応した事業の実践を通じて、価値創造に貢献する専門職人材」の養成を目指すことから、学科毎にディプロマポリシーを定めている。

学部と学科のディプロマポリシーについては、履修要覧を用いて入学時のオリエンテーションで説明するとともに、ホームページ上でも公開することで周知している。

大学院の教育理念は、博士前期課程においては、環境に関する教育・研究をとおして、ビジネスの即戦力として求められる専門知識や技術、臨機応変に対応できる思考能力を持つ高度職業人の育成にある。また、博士後期課程においては、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、専門分野における実践的で創造的な能力を有するより高い高度人材を養成することにある。この教育理念を達成するために、ディプロマポリシーを「21世紀が抱えるさまざまな環境問題を把握し、持続可能な社会を実現していくために必要な、より高い環境マネジメントシステムの能力を修得する」と定め、これを履修要覧に明示したうえで、入学時のオリエンテーションで説明するとともに、ホームページ上で公開し周知している。

3-1-② ディプロマポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

1) 単位認定の基準

学部では、教育理念を踏まえた前述のディプロマポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し、履修要覧に明記した上で、セメスター開始前に行う履修

登録指導等の機会を通じて学生に周知している。

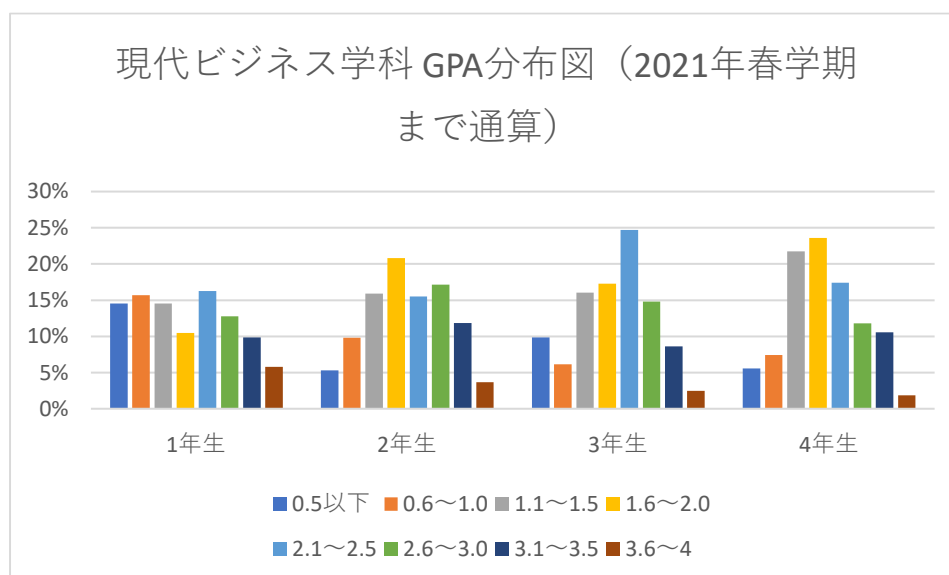
現代ビジネス学科についてはディプロマポリシーで定める4つの能力や資質の中から、経営専門職学科についてはディプロマポリシーで定める6つの能力や資質の中から、それぞれ、各授業科目が何を重点的に育成するのかをカリキュラムマップとして明示している。各授業科目では、定期試験、レポート提出、小テスト、受講態度等からどのように単位が認定されるのか、具体的な数値基準をシラバスで明示している。シラバスは、その作成過程においてカリキュラムポリシーおよびシラバス作成要領に合致しているか、学科長およびコース責任者が内容確認を行い、必要な場合は修正依頼を行う体制を構築することで、適正に整備している。

成績は60点以上(S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点))を合格としている。D(59点以下)、/ (試験欠席、課題未提出等)、F(欠席過多)を不合格として周知している。教務委員会が定めた規定に従い、原則S評価を履修者の20%以下にすることを授業担当者に求めていることや、授業開始後早期に限って履修取消を認めF評価を減らすことにより、授業科目間の成績評価基準の平準化に向けた取組を行っている。

教育・学習結果の評価に当たっては、原則として履修科目の授業すべてに出席することを学生に対して求めており、学生が授業時間の1/3を超えて欠席した場合は、試験の受験資格を失い、単位修得ができないこともあると周知している。忌引・病気・事故その他正当と認められる理由で定期試験を受けることができなかった学生で、所定の手続きを経て許可されたときは、追試験を受験できる。成績の不合格者を対象に再試験を実施することもある。

直近の Semester および 通期の学修成果を評価するために、評価点平均 **Grade Point Average**(以下「**GPA**」)を導入している。GPA の算定方法は履修要覧に明記している。科目評価点を S (4点)、A (3点)、B (2点)、C (1点)、D (0点)、/ (0点)、F (0点)として、 Σ (科目評価点×科目単位数) ÷ (履修登録単位数) により GPA は算出される。直近の Semester および 通期の学生自身の学修成果を示す指標である GPA を、学生は個別に配布される成績通知を通して把握できる。学内ネットワークのポータルサイトを用いて履修登録を行うが、学生は図表 3-1-1 に示すような各学年の GPA 分布図を閲覧することで、自身の成績の相対的位置の把握と今後の学習の向上の参考にするように周知している。

図表 3-1-1 GPA 分布図



また、奨学金の評価基準、インターンシップ・海外インターンシップの履修希望者に関する履修配当年次の特例、海外インターンシップ参加奨励金の対象者の選定に、GPAを活用している。

さらに、「名古屋産業大学グレードポイントアベレージ運用規程」に基づき、直近の Semester の GPA が 1.5 未満の学生については、履修登録時にゼミナール担当教員が面談および修学指導を行う。GPA が低くなった理由と今後の履修計画を共有し、GPA の改善を促す指導を行い、履修計画の進捗状況について、Semester 中のゼミ指導を通して進捗管理を行う。学期 GPA が 1.5 未満の学期が在学中に累積 3 期に達した場合、あるいは 2 期連続した場合で、面談および修学指導を行っても改善の見込みがないと判断した場合は、当該学生に退学勧告書を通ずる。

なお、単位互換による単位の認定、資格取得による単位の認定については、履修要覧に明記し、Semester 開始前に行う履修登録指導等の機会を通じて学生に周知している。

大学院では、履修科目の単位認定は学部と同様であるが、成績は A (100～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、D (59 点以下) の 4 種とし、A、B、C を合格、D を不合格として周知している。また、履修登録の仕組みや各履修科目の教育・学習結果を評価する方法は履修要覧に明記されている。各科目の成績評価基準と授業計画については、シラバスに示されている。成績発表は、学生に個別配布する方法で行っている。

2) 進級要件・卒業認定・修了認定の基準

(a) 学部

現代ビジネス学科の 3 年次進級では、1・2 年次に配当されている卒業要件に含まれる 52 単位以上の取得を要件としている。経営専門職学科の進級条件は、特に定めていない。また、進級要件ではないが、3 年次修了時点で 90 単位以上修得し、4 年次での履修登録単位数を加えて卒業に必要な単位が充足できる場合にのみ、「卒業見込み証明書」が発行されることを履修要覧に示し、学生が計画的に履修を進められるように配慮している。

現代ビジネス学科では、「教養教育科目」、「専門基礎教育科目」、「専門教育科目」、「キャ

リア教育科目」「ゼミナール」から合計 124 単位以上の取得を卒業要件としている。それぞれの科目区分ごとに卒業要件としての履修必要単位数を定めていて、令和 3（2021）年度入学生の場合、教養教育科目 26 単位以上、専門基礎教育科目必修 2 単位を含む 20 単位以上（1 年次に配当される科目合計 10 単位以上修得）、専門科目 62 単位以上、キャリア教育科目必修 4 単位を含む 16 単位以内、ゼミナール 16 単位である。3-2-③で詳述するように、令和 2（2020）年度以前入学生の「専門基礎教育科目」、「専門教育科目」、「キャリア教育科目」の卒業要件は令和 3（2021）年度入学生とは異なるが、入学年次の履修要覧で周知している。また、専門ゼミナール IV の単位認定には卒業研究概要集原稿の提出と卒業研究発表会での発表が必要であることも履修要覧で周知している。専門ゼミナール IV の担当教員は、卒業研究概要集原稿の作成と卒業研究発表会における発表の指導を通して、卒業研究に関する教務委員会方針と卒業研究発表に関する評価基準の内容を学生に周知している。

経営専門職学科では、「一般・基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」から合計 124 単位以上の取得を卒業要件としている。それぞれの科目区分ごとに卒業要件としての履修必要単位数を定めていて、一般・基礎科目 20 単位以上、職業専門科目 80 単位以上、展開科目 20 単位以上、総合科目 4 単位であり、履修要覧で周知している。在学生在が 2 年生までしかいない経営専門職学科では、卒業研究の提出については、掲示等で詳細な連絡があることを履修要覧で周知している。

(b) 大学院

大学院の博士前期課程では、演習 8 単位を含め 30 単位以上（主専攻から 12 単位以上、共有分野から 6 単位以上）の取得を修了の要件としている。博士後期課程では、論文指導 12 単位の取得を修了の要件としている。

博士前期課程の修了認定に際しては、最終学年次に 3 回の発表（計画・中間・最終）を実施しており、発表会での質疑応答も踏まえて最終的な演習評価（修士論文評価）が実施されている。これらは、履修要覧に示されており、学生に周知されている。進級条件は、特に定めていない。

博士後期課程については、基礎研究段階、発展研究段階、完成研究段階の 3 段階での修了資格認定が行われており、大学院担当教員による質疑応答と評価を踏まえて、認定が行われている。また、博士審査の基準については、予備審査を経た上で、博士論文審査が行われている。この内容及びスケジュールは、履修要覧に記載され、学生に周知されている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

1) 学部

3-1-②に示したように、シラバスはカリキュラムポリシーおよびシラバス作成要領に合致していることを、学科長およびコース責任者が確認していて、そのシラバスで明示された数値基準に従い授業担当者が成績評価を行っており、単位認定基準を厳正に適用している。また、卒業研究概要集原稿と卒研発表会での発表の審査は、卒業研究に関する教務委員会方針に従い、コース教員が厳正に行っている。

成績評価のための定期試験については、不正行為と罰則について履修要覧に明記の上、試験会場で掲示するとともに、科目担当者が学生数の多さなどを理由に希望する場合には、

教務委員が試験監督補助をすることで、不正行為の抑止を図っている。

成績評価の公平性のための工夫として、成績評価について質問がある場合は、学生が問い合わせることができるよう配慮し、周知している。

入学前に習得した単位の認定、単位互換による単位の認定、資格取得による単位の認定については、規程および細則により、厳格に取り扱っている。

学則第 48 条第 1 項では、卒業要件を次のように定め、それに基づいて厳正に評価を行っている。

第 48 条 本学に 4 年以上在学し、別表 1(現代ビジネス学科) および別表 2(経営専門職学科) に定める所定の授業科目を履修し、及びその単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

また、学則第 49 条において、卒業を認定した者に授与する学位は、現代ビジネス学科の場合は、学士(現代ビジネス)、経営専門職学科の場合は、学士(経営専門職)」と定めている。

進級及び卒業認定は、全対象学生に対して、一覧表を用いて進級及び卒業認定の基準を明確に示した上で、教授会の審議により厳正に適用している。

2) 大学院

大学院学則第 33 条第 1 項では、課程修了の要件を次のように定め、それに基づいて厳正に評価を行っている。特に論文の審査及び最終試験については、すべての大学院担当教員が評価を行ったうえで、その評価結果を基に研究科委員会で審議している。

第 33 条 本大学院で、博士前期課程の場合は 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、学長は研究科委員会の議を経て修了を認定する。博士後期課程の場合は博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の授業科目 12 単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格した者に対し、学長は研究科委員会の議を経て修了を認定する。

また、大学院学則第 34 条において、大学院修了者に授与する学位は、「博士前期課程の場合は、修士(環境マネジメント)、博士後期課程の場合は、博士(環境マネジメント)」と定めている。

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

1) 学部

単位の認定及び成績の評価に当たっては、厳正な基準と体制で行っている。S 評価を履修者の 20%以下にすることを授業担当者に求めていることや、授業開始後早期に限って履修取消を認め F 評価を減らすことにより、授業科目間の成績評価基準の平準化に向けた取組を行ってはいるが、成績評価が著しく易しい(あるいは厳しい)授業科目等がないかどうか分析を行うことで、成績評価基準の平準化に向けたさらなる改善を図る。

進級認定、卒業認定の基準はシラバスおよび履修要覧において明確化されている。また、これらの基準は教授会において厳正に適用されている。

2) 大学院

単位認定、修了認定等の基準はシラバスおよび履修要覧において明確化されている。また、これらの基準は大学院研究科委員会において厳正に適用されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラムポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラムポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラムポリシーの策定と周知

先述した学部共通の養成する人材像、および、現代ビジネス学科と経営専門職学科がそれぞれ養成する人材像を踏まえてカリキュラムポリシーを以下のように定め、履修要覧に明示するとともに、ホームページ上で公開し周知している。

【現代ビジネス学部のカリキュラムポリシー】

- 1) 現代ビジネスを担う専門能力と社会人基礎力を養成することを目的とし、学生一人ひとりの顔が見える少人数で学生参加型の演習・実習などを重視した授業編成を行います。
- 2) 大学における学びの基盤となる基礎的読解力や文章表現力などを習得させるため、初年次段階において少人数で学ぶ教養ゼミナールなどを設けます。
- 3) 外国語によるコミュニケーション能力や異文化理解、心身両面の健康づくり、情報を読み解く力について学ぶ科目を配置します。
- 4) 各自の専攻分野以外の領域について、知への興味や関心を引き出す教養教育を実施し、専攻分野に関する理解の一助とするとともに、豊かな人間性を育み、物事を深く考えるための知的基盤形成を促します。
- 5) 専攻分野に関する知識及び論理的思考方法を習得できるよう、専攻分野のカリキュラムでは、初年次段階から年次進行に合わせて段階的に高度化する専門科目を体系的に配置します。
- 6) 各自の専攻分野に関する知識を社会でどのように活かしていくのかを考えるキャリア教育、並びにキャリア形成支援を継続的に実施します。
- 7) 在学中の学修成果を集大成する仕組みとそれを評価する取組みを、学部・学科において工夫し、実践します。

【現代ビジネス学科のカリキュラムポリシー】

- 1) 現代ビジネスの学修基礎となる幅広い教養関連科目を 1・2 年次に配当し、同時に学部教育として 1・2 年次に少人数のゼミ形式による「教養ゼミナール」科目を設け、また 1・2 年次に外国語及びキャリア教育科目を必修とし、2 年次には各専門分野の基礎科目を配置することで、3・4 年次の理論・実践両面からなる専門教育に向けた基礎的な学力を育成します。
- 2) 1・2 年次の簿記・情報・外国語等の科目では基礎的な能力、「教養ゼミナール」では主体的な学びのための基本的な学修能力や論理的思考力、3 年次からの「専門ゼミナー

ル」では専門知識の体系的な修得による現代のビジネスに係る各種問題の発見・説明・解決力を育成します。

- 3) 1・2年次の必修科目であるキャリア教育科目などを踏まえ、学内外での実習・演習を行う実践的な学修として、3年次に必修科目であるビジネストレーニングプログラム（BTP：Business Training Program）を配置します。
- 4) ビジネスプロフェッションに必要な社会的協調力・自発的遂行力・倫理的責任力、及び豊かな人間性と個性に基づいた社会的貢献力は、BTPを中心とした科目で育成します。
- 5) 1年次からの各種教養関連科目や社会倫理の教育科目を基礎に、「専門ゼミナール」では、グループ学修等を通じて、ビジネスプロフェッションに必要な応用力を身につけると共に、社会で自己を活かすためのキャリア形成に関する助言等も行います。
- 6) これら学修の評価とそれに伴う指導は次のように行います。
 - (a) 学部講義科目については、シラバスや成績評価基準を開示し、小テスト・レポート・中間テスト・期末試験等の総合的な素点に基づく評価を実施
 - (b) 専門ゼミナールについては、担当教員のきめ細かな指導による卒業論文・卒業制作の作成及び提出
 - (c) 学修指導については、単位修得状況等に基づくゼミ担当教員の助言等、とくに成績不良者に対しては学部長・教務委員長等による定期的な面談等

【経営専門職学科のカリキュラムポリシー】

- 1) 一般・基礎科目は、社会人としての豊かな人間性やキャリア形成力、コミュニケーション能力を重視した一般的・汎用的能力を養成するために、以下のような教育内容で構成する・社会変化に対応し、論理的な考えや、豊かな人間性を養い、良好な人間関係を形成するために教養科目として数的処理や社会学などの内容を学ぶ・キャリアに関連した学習や自己理解、目標設定の能力を身につけ主体的に行動するために、キャリアデザインなどの内容を学ぶ・コミュニケーション能力を高め、様々な人と交流するために、プレゼンテーションや語学に関する内容を学ぶ
- 2) 職業専門科目の専門基礎教育科目は、企業経営に関する知識を養成するために、以下のような教育内容で構成する・経済を取り巻く環境を理解するため、経済の仕組みに関する知識を修得する・企業経営を理論的に理解するため、経営学や経営管理に関する学術的知識を修得する・企業経営を実践的に理解するため、事業価値の算定や事業計画の策定の基礎となる簿記やファイナンスなどの知識を修得する
- 3) 職業専門科目の専門教育科目は、デジタルデータの活用に関する実践的な知識技能を養成するために、以下のような教育内容で構成する・ITを実践的に活用するために必要となる基礎的な技能・技術として統計処理の知識技能を修得する・デジタルデータを活用するための基盤となる AI/IoT、データサイエンス、ビッグデータなどデジタルデータの収集と活用に関する知識技能を修得する
- 4) 職業専門科目の専門教育科目は、事業に関する実践的な知識技能を養成するために、以下のような教育内容で構成する・事業の課題や事業を取り巻く市場を理解するため、事業や市場に関する情報収集や調査にかかる知識技能を学ぶ・事業の価値創造の基礎となる事業計画策定や事業価値算定に関する知識技能を学ぶ・事業の価値創造に向けて必要とされる「事業共創」に関する知識技能を学ぶ

- 5) 職業専門科目の臨地実務実習、および総合科目では、デジタルデータと事業の実践的な知識技能を応用し、職業実践力を養成するために、以下のような教育内容で構成する・事業を实践する現場体験を通じて社会人としての一般的・汎用的能力やコミュニケーション能力、企業経営に関する知識を基盤として、「デジタルデータの活用」と「事業の实践」の専門性を発揮するための実務の高度な職業実践力を修得する・総合科目の事業価値創造実習では、企業と連携した実践プロジェクトを通じて、真の課題解決力と事業を価値創造するために必要な高度な職業実践力を修得する
- 6) 展開科目では、社会の変化に対応し、事業の实践に隣接する応用力を養成するために、以下のような教育内容で構成する・企業経営の知識を基盤とした「デジタルデータの活用」と「事業の实践」に関する実務の隣接他分野の応用的な知識として、地域創生と社会課題に関する知識を修得する・事業の価値創造に向けて、企業経営や社会の変化に対応し、事業の価値創造に繋げていくための豊かな創造力と応用力を修得する

大学院では、カリキュラムポリシーを、以下のように定め、履修要覧に明示するとともに、ホームページ上で公開し周知している。

- 1) 21世紀の持続可能な社会において解決が求められている「環境」に関わる諸問題を、企業経営、ビジネス等の経営活動の面から、また行政やNPO等の社会的活動の面から対応できる能力を育成する。
- 2) そのため、環境マネジメントの専門分野を二つに分けたマルチ・ディスプリナリな教育研究を行っていくことで、より具体的な研究課題をより総合的な視点から展開させ、先端的な環境に関する研究方法を修得させる。

3-2-② カリキュラムポリシーとディプロマポリシーとの一貫性

学部では、現代ビジネス学科についてはディプロマポリシーで定める4つの能力と資質と各授業科目との相関関係を、経営専門職学科についてはディプロマポリシーで定める6つの能力と資質と各授業科目との相関関係を、それぞれ、カリキュラムマップとして明示するとともに、カリキュラムポリシーに基づいて教育課程を編成している。したがって、カリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーとの一貫性を確保しているといえる。

履修登録は学内ネットワークによるポータルサイトを用いて行うが、学生はポータルサイトでカリキュラムマップを確認し、履修登録を行う。

大学院では、カリキュラムポリシーを「持続可能な社会において解決が求められている「環境」に関わる諸問題を経営活動や社会的活動から対応できる能力を育成」するため、「より具体的な研究課題をより総合的な視点から展開させ、先端的な環境に関する研究方法を修得させる」としている。また、ディプロマポリシーを「さまざまな環境問題を把握し、持続可能な社会を実現していくために必要な、より高い環境マネジメントシステムの能力を修得する」としている。そのうえで、カリキュラムポリシーに沿った教育課程の編成を行うことで、ディプロマポリシーに位置付けた能力の獲得を支援しており、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーの一貫性を確保している。

3-2-③ カリキュラムポリシーに沿った教育課程の体系的編成

現代ビジネス学部の授業科目は、3-2-①で述べたカリキュラムポリシーに基づいて体系

的に開設されている。

1) 教育課程の編成

(a) 現代ビジネス学部現代ビジネス学科

現代ビジネス学科の教育課程は、カリキュラムポリシーに基づき、教育課程を5つの科目区分に分けて体系的に編成している。

科目区分は、「教養教育科目」、「専門基礎教育科目」、「専門教育科目」、「ゼミナール」、「キャリア教育科目」となっており、それぞれの区分ごとに卒業要件としての履修必要単位数を定めている。

令和3(2021)年度入学生の教育課程を図表3-2-1に示す。令和2(2020)年度以前入学生の教育課程については、主に、経営専門職学科の母体となった地域ビジネスコースの科目が配置されている点が異なる。

図表 3-2-1 現代ビジネス学科の教育課程

現代ビジネス学科カリキュラム

セメスター	1-3-5-7				2-4-6-8				卒業要件	
教養教育科目	人文科学	道徳と宗教	心理学	日本史	地理学	文学	倫理学	外国史	2単位以上	
	社会科学	経済学	日本国憲法	社会学		文化人類学	政治学	地理情報学	2単位以上	
	自然科学	地球科学	物理学	生物学	数学	統計学	化学	フードワークの技法	2単位以上	
	保健体育	健康とスポーツⅠ			健康とスポーツⅡ			健康と運動の科学		
教養教育科目	1	3	5	7	2	4	6	8	必修4単位を含む12単位以上	
	○イングリッシュコミュニケーションⅠ	TOEICⅠ	ビジネス英語Ⅰ		○イングリッシュコミュニケーションⅡ	TOEICⅡ	ビジネス英語Ⅱ			
	中国語会話Ⅰ 基礎日本語Ⅰ オーストラリア語Ⅰ 基礎英文法Ⅰ 多形態コミュニケーション	中国語会話Ⅲ 基礎日本語Ⅲ			中国語会話Ⅳ 基礎日本語Ⅱ オーストラリア語Ⅱ 基礎英文法Ⅱ	中国語会話Ⅳ 基礎日本語Ⅳ				
	情報リテラシーⅠ(文書情報) 情報リテラシーⅡ(数値情報) 異文化コミュニケーション		経済社会開発論		クレディンションの技法 福祉と環境 ビジネスコミュニケーション					
教養教育科目	1	3	5	7	2	4	6	8	必修2単位を含む20単位以上(1年次に配当される科目合計10単位以上修得)	
	経営学総論	商法	原簿記・算論		民法	管理会計論	経営分析論			
	基礎簿記 マーケティング 経営管理 ビジネス法	財務会計論 国際貿易論	国際マーケティング論 地域産業論Ⅱ		法学校論 消費者行動論 経営組織 経営戦略	消費者行動論 会社法 現代雇用法 地域産業論Ⅰ	地域産業論Ⅲ			
	○ビジネス能力検定Ⅰ				○ビジネス能力検定Ⅱ					
専門基礎科目	1	3	5	7	2	4	6	8	4単位	
	共通	○現代ビジネス概論Ⅰ			○現代ビジネス概論Ⅱ					
	ビジネスプログラム	★インターンシップⅠ ★インターンシップⅡ ★インターンシップⅢ ★海外インターンシップⅠ ★海外インターンシップⅡ ★海外インターンシップⅢ ★現代ビジネス演習Ⅰ ★現代ビジネス演習Ⅱ			★インターンシップⅠ ★インターンシップⅡ ★インターンシップⅢ ★海外インターンシップⅠ ★海外インターンシップⅡ ★海外インターンシップⅢ ★現代ビジネス演習Ⅰ ★現代ビジネス演習Ⅱ					
	情報ビジネス	データベース マイクrosoft プログラミング基礎 プレゼンテーション	データベース プログラム言語基礎 マルチメディア 情報ネットワーク基礎 コンピュータグラフィクス 情報システム設計	知識情報処理 経営情報システム Web構成論 CG/VR演習	情報ビジネス概論 ソフトウェア概論 情報倫理 プログラミング応用 コミュニケーション演習	データベース応用 プログラム言語応用 マルチメディア応用 情報ソフトウェア応用 パーソナルアプリ 情報セキュリティ	人工知能概論 アルゴリズム Webビジネス論			
専門科目	1	3	5	7	2	4	6	8	6単位以上を選択必修	
	環境ビジネス	先端技術概論 人間環境と自然	環境情報論 環境社会基盤論 環境管理論 森林生態学 環境政策論 水循環論 環境保全論 環境技術ビジネス論	環境アセスメント論 地域環境認知論 環境NGO/NPO論 都市環境と防災	環境ビジネス概論 環境倫理 環境とイノベーション 環境経済学 生態学概論	景観論 地球環境と国際環境政策 都市計画論 エコノミクス まちづくり論 循環型社会論	大気汚染論 交通政策論 エネルギー政策立案論 環境行動論			
	ビジネスホース	スポーツ経営学	専門スポーツ実習Ⅰ(球技) 専門スポーツ実習Ⅱ(フットサル) 観光ビジネス論 スポーツ心理学	スポーツ指導論 コーチング論 ビジネスフットサル論	スポーツビジネス概論 スポーツ社会学 運動生理学	専門スポーツ実習Ⅱ(球技) 専門スポーツ実習Ⅲ(フットサル) 専門スポーツ実習Ⅳ(ダンス) 観光マーケティング論	トレーニング論 スポーツ医学 発達発達論 スポーツケルマ論	スポーツ指導実習		
	ビジネス心理	心理学研究法 心の健康・心の病 セルフコントロールの心理学	発達心理学 心理学基礎実験法 思春期・青年期の発達と臨床 応用社会心理学	組織のメンタルヘルス 心理学研究演習	消費者心理学 ワークライフバランス	カウンセリング概論 心理学基礎実験 人間関係論 組織心理学	行動心理学 臨床心理学 産業心理学 キャリア・コンサルティング			
専門科目	1	3	5	7	2	4	6	8	62単位以上	
	医療情報	医療保険制度 人体構造・機能論 臨床医学総論 診療報酬請求演習(初級)	医療コミュニケーション演習 臨床医学Ⅲ (代謝、内分泌、神経等) 臨床医学Ⅳ (感染、呼吸器、呼吸器等) 診療報酬請求演習(上級) 薬の基礎知識	診療情報管理Ⅱ (IDPCの実務等) 国際統計分類演習 医療統計 電子カルテ演習(応用) 一般用医薬品情報学 診療情報管理演習(基礎)	病院管理論 臨床医学Ⅰ(感染症等) 臨床医学Ⅱ(新生物等) 医療関連法規 ホスピタリティ論 診療報酬請求論 診療報酬請求演習(中級)	電子カルテ演習(基礎) 臨床医学Ⅴ (腎臓学系、妊娠・分娩等) 臨床医学Ⅵ (消化器、皮膚、筋骨格等) 診療情報管理Ⅰ (法令・諸規則等) 国際統計分類 調剤事務演習 行政法総合演習	病院実習 医療統計演習 医師事務作業補助演習 診療情報管理演習(応用)			
	キャリア	○キャリアデザインⅠ 簿記演習(基礎) 情報処理基本演習(基礎) 海外語学研修(英語) 大気公害防止	インターンシップ(導入)		○キャリアデザインⅡ 簿記演習(上級) 情報処理基本演習(発展) 海外語学研修(中国語) 気象予報	キャリアデザインⅠ	キャリアデザインⅡ			必修4単位を含む14単位以内
	ゼミナール	1	3	5	7	2	4	6		8
	○教養ゼミナールⅠ	○教養ゼミナールⅢ	○専門ゼミナールⅠ	○専門ゼミナールⅢ	○教養ゼミナールⅡ	○教養ゼミナールⅣ	○専門ゼミナールⅡ	○専門ゼミナールⅣ		
合計 124単位以上										
教職課程										
キャリア教育科目	1	3	5	7	2	4	6	8	教職課程に 関係する科目	
	教育原理	特別支援教育 特別活動及び総合的な 学習の時間の指導法 職業指導	教育行政学 情報科教育法Ⅰ 社会科・公民科教育法Ⅰ 社会科教育法Ⅰ 教育方法論 商業科教育法Ⅰ	事前・事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	教育心理学	教職論 道徳教育の理論と実践	教育課程論 情報科教育法Ⅱ 社会科・公民科教育法Ⅱ 社会科教育法Ⅱ 生徒・進路指導の 理論と方法 教育相談 情報と職業 商業科教育法Ⅱ	教職実践演習		
	○…必修科目	★…選択必修科目								

(b) 現代ビジネス学部経営専門職学科

経営専門職学科の教育課程は、カリキュラムポリシーに基づき、教育課程を4つの科目区分に分けて体系的に編成している。

科目区分は、「一般・基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」となっており、それぞれの区分ごとに卒業要件としての履修必要単位数を定めている。

経営専門職学科の教育課程を図表 3-2-2 に示す。

図表 3-2-2 経営専門職学科の教育課程

経営専門職学科カリキュラム

セメスター	1	3	5	7	2	4	6	8	卒業要件
一般・基礎科目	教養教育科目	地理学 ○ 経済学 文化人類学 社会学 ○ 情報入門 物理学 数学入門				心理学 倫理学 政治学 数学入門Ⅱ 化学			必修4単位
	コミュニケーション	プレゼンテーション技法 イングリッシュコミュニケーションⅠ オーラルイングリッシュⅠ 中国語会話Ⅰ	中国語会話Ⅱ		イングリッシュコミュニケーションⅡ オーラルイングリッシュⅡ 中国語会話Ⅱ	中国語会話Ⅲ			必修6単位
	キャリア教育科目	海外語学研修(英語) ○ キャリアデザインⅠ	○ キャリアデザインⅡ		海外語学研修(中国語)		○ キャリアデザインⅢ		
	ゼミナール	○ 基礎ゼミナールⅠ	○ 基礎ゼミナールⅡ		○ 基礎ゼミナールⅢ	○ 基礎ゼミナールⅣ			必修8単位
職業専門科目	専門基礎教育科目	○ 経営学総論 ○ 簿記 ○ 統計学基礎 マーケティング 会社法				○ 経営管理論 ○ ファイナンス 地域経済論 ビジネス英語			必修10単位を含む 12単位以上
	専門教育科目	マーケティング系 ○ マーケティング	○ マーケティング実習 ○ マーケティング活用		★ 人工知能とIoT活用のイノベーション	○ ビジネス情報処理実習 ○ 統計処理とデータ分析Ⅰ(定量) 統計処理とデータ分析Ⅱ(定性)	○ データサイエンス実習 ビッグデータ活用 人工知能とIoT ○ 統計調査実習		必修32単位を含む 40単位以上
	ゼミナール	○ 事業創発	○ 企業調査実習 ○ 事業計画と資金調達 事業採算分析		★ ブランディングイノベーション	○ 事業計画概論 ○ 共創・フューチャーセクター	○ 100%の実習 ○ 事業の調査と分析 ○ 事業共創 商品開発実証 事業計画実証 事業採算算定	○ 事業改善実習 ○ 社会共創実習	★ サービスイノベーション ★の3科目のうち1科目選択必修
	実地実務実習		○ インターンシップ	○ 専門ゼミナールⅠ ○ 長期インターンシップⅠ ○ 長期インターンシップⅡ ○ 長期インターンシップⅢ	○ 専門ゼミナールⅡ			○ 専門ゼミナールⅢ ○ 専門ゼミナールⅣ	必修8単位 実地実務実習から 必修20単位
展開科目	○ 地域文化とまちづくり ダイバーシティと女性活躍推進	○ 地域課題論 地域公共政策 フューチャーマネジメントとローカルイノベーション			○ 観光地展開 モデルと共通の心理学 地域スポーツマネジメント	○ 社会心理実習 共生社会福祉 ヘルスケアマネジメント	環境心理学 人材育成と組織開発	必修8単位を含む 20単位以上	
総合科目				○ 事業創発創造実習Ⅰ				○ 事業創発創造実習Ⅱ 4単位	
合計 124単位以上									

○…必修科目 ★…選択必修科目

(c) 大学院環境マネジメント研究科

大学院では、カリキュラムポリシーである「より具体的な研究課題をより総合的な視点から展開させ、先端的な環境に関する研究方法を修得させる」ことを意図した教育課程を編成している。

博士前期課程では、専門分野を「環境経営マネジメント関連」と「環境社会マネジメント関連」に分け、体系的に編成されている。また、カリキュラムポリシーに基づくマルチ・ディスプリナリな教育研究を行うために、主専攻科目が配置されている「関連」から12単位以上、共通分野から6単位以上の履修を含め、合計22単位以上の履修を修了要件としている。

また、学部教育との接続や院生の学修ニーズ、情報処理技術の進展等に対応し、より学際的な教育課程への見直しを行っている。具体的には、学部では、インターンシップを中心とする実践教育を重視しているが、令和2(2020)年度には、共通科目として、環境ビジネスのインターンシップが体験できるよう、「インターンシップ」を配置するとともに、環

境意識に関する研究が増えていることを踏まえ、「環境心理学特論」を配置した。

博士後期課程では、主指導教員の研究領域に応じた「研究指導（特殊研究）」の履修に加え、研究段階に応じた「論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」計12単位の履修を経て、博士論文の提出資格の認定を行っている。

2) シラバスの適切な整備

学生が主体的に関心を持つ講義を受講し、計画的な学習を促進するために、全開講科目で作成されるシラバスには、すべての授業科目ごとに授業の目標、到達目標、予習と復習の内容と分量、授業の方法、授業計画、成績評価の数値基準、課題(試験やレポート等)に対するフィードバックについて等を明記している。また、シラバスは、作成過程においてカリキュラムポリシーおよびシラバス作成要領に合致しているか、学科長およびコース責任者によるチェック体制を構築している。

大学院においても、学部と同様、授業担当教員に対して、「授業の概要」、「授業の目標」、「到達目標」、「授業の方法」、「準備学習の具体的な内容及びそれに必要な時間」、「授業計画」、「成績評価」、「課題に対するフィードバック」等の項目別に記載を求め、研究科運営委員会が中心となってシラバスチェックを行っている。

3) 履修登録単位数の上限

学部における年次別履修科目の上限は、現代ビジネス学科の入学生は26単位、経営専門職学科は22単位であり、単位制に基づく教室外での必要な学習が確保できるようになっている。現代ビジネス学科入学生については、幅広い教養と学術的な知識・汎用的の能力を養成する観点から、3年次進級に必要な52単位の半分を、1 Semester（半期）あたりの履修登録単位数の上限としている。

大学院の履修登録単位数については、一日に履修できる授業科目は原則1科目であり、シラバスに記載する準備学習の時間を確保することは可能であることから、上限を設けていない。

3-2-④ 教養教育実施のための体制の整備

学部では、3-2-①で示したように、6つのカリキュラムポリシーのうち、3つを教養教育の編成方針に割いて科目を配置し、教養教育を実施している。平成24(2012)年度に導入したビジネススクール指向のカリキュラムでは、豊かな人間性を育むために、人文科学、社会科学、自然科学、保健体育等の教養科目を配置するとともに、建学の精神を徹底する観点から、現代社会に求められている「職業教育」の基礎教養としてコミュニケーション分野を位置づけ、心理、言語、情報に関する科目を配置することで、学生のコミュニケーション力の育成を重視した教養教育の展開にも取り組んでいる。

履修上のコースには、それぞれコース担当者を配置し学内調整を行っているが、教養教育にも同様の担当者を配置し、教養教育を担当する教員間で協議、調整を行う体制を整えている。

また、教育研究センターは、教養教育を始めとする初年次教育の強化に向けたFD研修の実施を通して、教養教育の充実を図っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

シラバス作成要領では、授業の中で「ディスカッション」「ディベート」「グループワーク」「プレゼンテーション」「実習」「フィールドワーク」の内容を行っている場合は、キーワードの記載を求めている、245科目中129科目(53%)が能動的学修(アクティブラーニング)の要素を含む科目になっている。

特に、1年次から4年次にわたって配置された少人数ゼミナールでは、学生一人ひとりが自らの関心に応じた主体的・能動的な学びを実現することをおして、教育理念に掲げた人材の育成を行っている。例えば、学生がそれぞれの専門の科目の学習をそれぞれ主体的かつ専門的に進めていけるよう、マイ・カリキュラム作成の指導が、教員・学生相互のやりとりによって実行されている。また、ゼミナールでの少人数指導と学生の自主的な学習を促す授業科目の運営とを相互に連携させることにより、学生に配布する履修要覧に明記している学部の教育方針、学(=知識を蓄える)、思(=知識を知恵に変える)、修(=知恵を実践する)という一連の流れが可能となり、本学の教育理念にある問題解決の理論と能力の養成を実施している。

授業内容・方法の工夫、改善を進める組織体として教育研究センターを設置していて、FD研修を通じた教員の授業改善に取り組んでいる。

教育研究センターでは、年2回(春学期と秋学期の終わりごろ)、全学生に対して全科目を対象に授業評価アンケートを実施しており、その集計・分析結果を教授会において共有するほか、各教員が、集計・分析結果を踏まえた自己点検・評価を行うことにより、授業改善につなげている。

また、授業構成をテーマに、学生による授業評価が高い教員がFD研修の講師を務めることで、参加教員が自らの授業を省察する機会を設けている。

大学院では、研究科運営委員会によるシラバスチェックを通じて、アクティブラーニングの実施を促しており、カリキュラムポリシーに位置付ける「より具体的な研究課題」にアプローチできるよう、すべての科目において、実社会が直面する課題をテーマに、ディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーションなどが実施されている。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

GPA分布の詳細な分析を行い、教室外学修を充実させるための履修登録単位数の上限の適切な設定等について継続的に見直していく。

また、学生による授業評価アンケート結果や学科長およびコース責任者によるシラバスチェックによる分析を通じて、アクティブラーニング型の科目の開講をさらに充実させていく。

大学院においては、今後も、持続可能な社会の実現に向けて解決が求められている「環境」に関わる諸問題を、企業経営・ビジネス等の経営活動や、行政やNPO等の社会的活動の面から、情報処理技術を活用して解決していくための環境マネジメントに関する教育研究の充実に取り組む。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) 学部

学部では、ディプロマポリシーを達成するために編成されたカリキュラムに沿った学修状況として、(a) 学内における学修（講義・演習）、(b) 学外における学修（インターンシップ・臨地実務実習）、(c) 卒業研究、(d) 卒業時の進路決定状況に関する成果の点検・評価を行っている。

(a) 学内における学修

入学時の基礎学力については、入学オリエンテーションにおいてプレースメントテストを実施したうえで、教養ゼミナールの一環として、スタディサプリの活用等による基礎学力の向上に取り組んでいる。その学習成果については、2年次進級時に改めて実施するプレースメントテストによって確認している。

講義・演習科目については、学科ごとにディプロマポリシーで定める能力や資質の中から何を重点的に育成するのか、それぞれカリキュラムマップとして明示している。そのうえで、各科目の定期試験結果については、個々の学生の単位取得状況及びGPAとして集約するとともに、これを尺度として、ゼミナール担当教員による履修指導を行っている。

(b) 学外における学修

学部では、建学の精神である「職業教育をとおして社会で活躍できる人材を育成する」ため、インターンシップ(臨地実務実習)を中心とする実践教育を重視している。

現代ビジネス学科が実施するインターンシップについては、社会人基礎力の獲得を重視し、規律性、協調性、発信力、積極性、職場理解に関する評価シートを作成したうえで、本学教員と受入先の実習担当者による評価を行っている。

また、経営専門職学科が実施する臨地実務実習については、令和4(2022)年度から順次実施に移していくが、経営専門職としての職業実践力の獲得を重視し、ワークブックの評価基準に基づく目標管理を通じて、学生自らが主体的に知識、能力を獲得することを支援するとともに、本学教員と受入先の実習担当者による評価を行うことを計画している。

(c) 卒業研究

現代ビジネス学科では、履修上のコースに沿った系統的な学びを支援するため、1年次秋学期の教養ゼミナール共通プログラムとして、2年次に選択する「履修上のコース」と3年次に選択する「ビジネストレーニングプログラム」に関する説明会を開催している。また、「ビジネストレーニングプログラム」のうち、企業、農山村、海外を対象としたインターンシップ希望者には、履修配当年次の特例の認定に関する説明会を開催している。さらに、2年次秋学期には、教養ゼミナールの共通プログラムとして、3年次配属の専門

ゼミナールに関する説明会を開催している。そのうえで、専門ゼミナールの卒業研究成果については、コースごとに卒業研究発表会を開催し、すべての学生に発表を義務付けるとともに、評価基準を設定したうえで、コース担当教員による審査を行っている。さらに、コースごとの卒業研究発表会の審査で評価が高い学生は、名古屋産業大学現代ビジネス学会主催の卒業研究コンテストに参加する機会を設け、優秀な発表をした学生は学位記授与式で表彰している。また、コンテストには、専門ゼミナールの一環として卒業研究に着手している3年生を参加させることで、卒業研究の質向上を図るための動機づけを行っている。

なお、経営専門職学科においても、学年進行を踏まえて、卒業研究に関する評価基準を具体的に定め、同学科に所属するすべての教員による審査を行う予定である。

上述した学内外における学修と卒業研究に関する学修成果については、ディプロマポリシー別GPAを指標とした点検・評価を行っている。具体的には、ディプロマポリシーで定める能力や資質毎に、それを重点的に育成する科目群によるGPA分布図を作成し、その改善に取り組んでいる。特に、GPAが1.5未満の学生については、履修登録時にゼミナール担当教員が面談し、GPAが低くなった理由と今後の履修計画を共有するとともに、GPAの改善を促す指導を行っている。

(d) 卒業時の進路決定状況

本学では、マンツーマンの進路支援を基本とし、就職率（就職者数÷就職希望者数）、実就職率（就職者数÷（卒業者数－進学者数））を指標とした点検・評価を行っている。就職率は100%の達成を、実就職率は90%以上の達成を目標とし、その実現に向けて、個々の学生の進路決定状況の定期的な把握を行い、ゼミナール単位で集約している。その集約情報は、教授会に逐次報告されるとともに、未内定学生に対する支援等に活用されている。直近5年間の就職率は、平成29(2017)年度より、98.8%、98.8%、96.3%、96.4%、93.8%であり、コロナ禍の影響を強く受けた令和3(2021)年度を除き、96%～98%の水準で推移している。また、実就職率は、平成29(2017)年度より、90.3%、96.3%、91.7%、89.1%、82.7%と、令和3(2021)年度を除き、概ね目標を達成している。

2) 大学院

大学院では、研究科運営委員会において、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行っている。ディプロマポリシーを「21世紀が抱えるさまざまな環境問題を把握し、持続可能な社会を実現していくために必要な、より高い環境マネジメントシステムの能力を修得する」と定めており、その学修成果は、論文の質と進学・就職状況に集約される。

論文の質に関する点検・評価の特徴は、指導教員だけでなく、すべての大学院担当教員が参画する仕組みづくりを行っている点にある。これは、カリキュラムポリシーに位置付ける「より具体的な研究課題をより総合的な視点から展開」させることを担保するためである。

修士論文については、最終学年次に3回の発表（計画・中間・最終）を実施しているが、博士前期課程担当のすべての教員が評価を行い、その結果を基に研究のブラッシュアップを行う機会を設けることで、質の担保と向上に取り組んでいる。

博士論文については、1年次に基礎研究段階修了資格の認定、2年次に発展段階修了資格の認定、最終年次には完成段階修了資格の認定（博士論文提出資格の認定）を行って

る。いずれの段階の資格認定も、博士後期課程担当のすべての教員が評価を行うことで、質の担保と向上を図っている。なお、直近5年間で3名の院生に対して博士（環境マネジメント）の学位を授与しているが、うち2名の研究成果に対しては、環境分野の学協会でも学術的評価（環境情報科学センター学術論文奨励賞、日本環境教育学会環境教育研究・実践奨励賞）を受けている。

また、院生の学修状況や学修ニーズ、就職・進路状況は、研究科運営委員会を中心に、研究科委員会全体として把握している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1) 学部

学部では、学修成果の点検・評価によって明らかにされた課題は、関係する委員会で改善案を検討したうえで、学部運営委員会、教授会の審議・報告を経て改善に取り組んでいる。また、コースミーティングでは、欠席が多くGPAが1.5未満の学生を中心に個々の学生の学修状況の改善や、履修上のコースに沿った系統的かつ実践的な学びの充実に向けた情報の共有と話し合いを行っており、その内容はコース責任者を通じてゼミナール担当教員とも共有を図ることで、学修指導等の改善に繋げている。

また、ゼミナールを除くすべての授業において、学生による授業評価を実施し、その結果を科目担当者にフィードバックすることで授業改善を促している。さらに、授業評価の全体的な傾向については、教授会、FD研修ですべての教員にフィードバックし、授業方法改善のための教員間の共通認識を醸成している。

2) 大学院

大学院の授業は、基本的に少人数で行われており、その特質等に鑑み授業評価は行っていないが、学修成果、特に研究成果については、修士論文の3回の発表（計画・中間・最終）時や、博士論文の各研究段階における修了資格認定時の各教員からの意見や評価を踏まえ、研究指導の内容、方法等の点検、改善を行っている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学部では、いくつかの指標に基づいて学修成果の点検・評価を行っているが、今後さらに学修成果のPDCAサイクルを踏まえた検証を充実するために、本学のアセスメントポリシー（学修成果の評価に関する方針）を確立していく。

また、現在、ゼミナールを除いた全授業科目を対象に授業評価アンケートが実施されているため、学生によってはアンケート疲れが出ている。今後は、実効性の高い資料となるよう授業評価アンケートの実施方法を見直すとともに、学修成果の更なる向上を組織的に図っていくための授業改善の仕組みづくりを行う。

大学院においては、論文の質に関する点検・評価や、院生の学修状況、学修ニーズ、就職・進路状況に関する情報共有と指導の改善に努めている。学修成果の点検・評価に関する定量的な尺度・指標を設定することが難しい面もあるが、より客観的な点検・評価に向けた工夫を行う。

【基準3の自己評価】

本学の単位認定、卒業認定、修了認定は厳正に適用されている。ディプロマポリシーとの一貫性を確保したうえで、カリキュラムポリシーに沿った体系的な教育課程を編成するとともに、履修登録単位数の上限を設定して、単位制に基づく教室外での必要な学習が確保できるようにしている。アクティブラーニング型科目の充実や教授方法の改善を進めるために組織体制の整備・運用を行っている。

学部の学修成果については、ディプロマポリシーを達成するために編成されたカリキュラムに沿った学修状況として、学内における学修（講義・演習）、学外における学修（インターンシップ・臨地実務実習）、卒業研究、卒業時の進路決定状況に関する成果の点検・評価を行っている。大学院の学修成果については、論文の質と進学・就職状況の点検・評価を行っている。

また、学修成果の点検・評価や学生により授業評価の結果は、教育内容・方法及び学修指導の改善のために、教授会やコースミーティング、研究科委員会、FD 研修等を通じてフィードバックしている。

以上から、基準3を満たしていると判断している。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学校法人菊武学園の学校管理規則第 9 条 1 項において、「所属長は、公務分掌に関する組織を定め、所属教職員に分掌を命じ、校務を処理する」とし、学長のリーダーシップを明確にしている。学長は、大学の運営に関し組織運営目標とその方向性を明確にしたうえで、「大学評議会」、「教授会」、「研究科委員会」等を通じて業務執行に努めている。

また、新たに発生した課題に対しても、毎週月曜開催の大学評議会構成員（学長、学部長、学長補佐、学科長、研究科長、事務局長）による管理職ミーティング、毎週水曜開催の各コース責任者と学部運営委員会のメンバーによって構成されるコースミーティング等で教職員の意見を聞き、必要に応じ関連委員会や関連事務局に対応について指示する等、学長権限の適切な行使に努めている。このように、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制が確立されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教学マネジメントを遂行するための組織体制については「名古屋産業大学 組織規程」に各委員会の分掌が定められている。教育改革の新たな取組や外部資金獲得のための企画調査業務、組織的な FD 活動は教育研究センターが担い、教育課程や講義運営に関する事項は教務委員会が担当する等、所管する委員会が具体的に協議を行い、毎月の教授会で審議及び報告がされる。教授会は「名古屋産業大学 教授会規程」で規定されるように教授、准教授、講師、助教で構成されているが、限定された特任教員を除き全ての専任教員が出席している。教授会は学則第 12 条 4 項で示すように、教育課程や学籍に関する事項、卒業や賞罰、教員人事について審議し、学長に意見を述べるができる。教授会で意見を聴くことを必要とする教育研究上の重要な事項については、「名古屋産業大学 教授会規程」第 3 条に定められている。

大学院においても同様に、「名古屋産業大学大学院 研究科委員会規程」に基づき、毎月の研究科委員会で研究科の運営に関する事項等の審議と報告がなされている。

以上のように、学内権限の適切な分散と責任の明確化に配慮したマネジメント体制が構築されている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学の事務体制は、「名古屋産業大学 事務組織規程」に基づいて組織されている。事務局としては併設する名古屋経営短期大学の事務も兼務しているため、効率的に業務を遂行している。

大学事務局は、業務ごとに課および室で構成されている。学生支援部門として「教務課」、「学生課」、「キャリア支援課」が組織され、授業や単位等の教務に関する事柄は「教務課」、クラブや奨学金等の学生生活については「学生課」、就職指導や資格取得、インターンシップ等キャリア支援に関する事項は「キャリア支援課」にて行っている。この3つの課は「学生サポートセンター」としてワンフロアに窓口を設け、協力・連動して学生支援を実施している。

一方、管理部門としては、施設の維持管理や勤務に関する業務を行う「総務課」、会計経理事務や予算・決算業務を行う「経理課」が組織されている。

上記に加え、学生募集や入試業務を行う「入試広報室」、図書館の管理・運營業務を行う「図書館事務室」、サーバーやネットワーク管理を行う「情報センター事務室」を配置し、それぞれ適切に運営されている。

また、職員は先述の「名古屋産業大学 組織規程」に定める各種委員会に参画し、管理部門と教学部門との連携や調整をとりながら迅速な意思決定が図られるよう、管理体制としての機能性を発揮している。

大学事務局の各課（各室）を統括する職として、事務局長・事務局次長が置かれ、事務局の統括を事務局長が、各課間の調整・連絡を事務局次長が行っている。毎週月曜日に事務局長・次長、各課課長及び学園本部総務課長が出席する「事務連絡会」が開催され、各部署の情報交換を行うとともに、法人大学間との情報共有等も密に行われている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組みは、審議機関としての「大学評議会」、「教授会」、「研究科委員会」、これらを円滑に実施するための「学部運営委員会」、「研究科運営委員会」、その他の各種委員会、大学に附置された教育研究センター等の運営委員会が機能し、これらの審議結果を踏まえて学長が決定している。大学運営は適切に行われているため、現状の体制を維持する。今後も学長のリーダーシップがさらに発揮できるよう、学長補佐や事務局長をはじめとする補佐体制の在り方を検討し、役職間のコミュニケーションの緊密化を図りながら、円滑かつ効果的な大学運営に取り組んでいくこととする。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学での教員の採用選考は、「名古屋産業大学教員選考規程」及び「名古屋産業大学教員資格審査規程」に基づき行われる。名古屋産業大学憲章に定める建学の精神と大学の理念、さらには現代ビジネス学部の理念と教育目標を実現するべく教育課程に即した教員を採用、配置している。現代ビジネス学部現代ビジネス学科及び経営専門職学科の教員については、それぞれ大学設置基準第13条及び専門職大学設置基準第35条に則り適切に配置されている。

教員の採用は原則として公募形式を採用しており、昇任に関しても本学内の基準を満たした教員の昇任を、学部運営委員会に置く教員資格審査委員会で議論した上で 大学評議会、教授会に諮る形式を採用している。教員の採用については、大学評議会で原案が審議され、教授会に示されるとともに、教授会における教員資格審査委員会の設置及び審査、学長の稟議を経て、理事長が承認する手続きとなっている。

大学院の研究指導教員については、大学院設置基準を満たす体制で運営している。大学院を担当する教員は、学部教員が兼務しているため、学部教員に対して、「名古屋産業大学大学院 教員選考規程」、「名古屋産業大学大学院 教員選考基準」に基づき資格審査を行っている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、大学全体の教育改革と教育・研究の充実を図ることを目的として教育研究センターを置き、FD活動や授業評価アンケート等の取組を通して、教育内容・方法等の改善の工夫を組織的に行っている。

教員の能力向上のための学部・大学院を対象としたFD研修については、教育研究センターの所掌事項として定期的で開催し、校務を除く全専任教員に出席を義務付けているため、なるべく教授会後に開催している。特に、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、ほとんどの授業をオンライン形式で行うこととなったため、オンライン授業に用いるリモートワークツール「Microsoft Teams」の使い方や効果的な授業方法等について教務委員会と検討を重ねながら研修会を開催した。

教員の能力向上のためのFD活動については、春学期・秋学期それぞれ2回以上FD研修が開催されている。令和2(2020)年度は、通常のFD研修の他、各教員がオンライン形式の授業に対応できるよう短期間で集中的な研修を実施した。その年度から学生のオンライン授業への対応能力の向上に関するオリエンテーションも定例化されている。令和

3(2021)年度は、キャリア形成や学生支援活動の質向上、教育や授業改革・改善、入試広報活動の効果的な展開等をテーマに、計4回開催した。教員の参加率は85%であった。

また、教育研究センターでは年2回（春学期と秋学期の終わりごろ）、全学生に対して全科目を対象に授業評価アンケートを実施しており、その集計・分析結果を教授会において共有するほか、アンケートの集計・分析結果を踏まえた自己点検・評価を各教員が行うことにより、授業改善につなげている。

アンケート実施の際は、当該科目担当教員を必ず退室させることとし、学生が自由に回答できるよう配慮している。オンライン授業の実施により全学生と教員が、「Microsoft Teams」を日常ツールとして活用していることから、令和2（2020）年度からアンケートもウェブでの実施に変更した。これにより学生の負担及び回答の集計・分析の負担を軽減することができた。

大学院においても、学部と同様、カリキュラムポリシーに位置付けられた「より具体的な研究課題」にアプローチするためのアクティブラーニングを重視しており、教育研究センター主催のFD研修への参加を通じて、教員の能力向上を促している。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置については、各規程に従って適切に行われているが、引き続き、大学憲章を実現するべく教育課程に即した教員組織を運営するよう、採用活動及び配置にあたる。

教育内容・方法等の改善については、教育研究センターを中心に組織的な取組を推進しているが、継続的な課題であることを再認識しつつ、今後のFD研修のテーマを検討し充実を図る。また、学生による授業評価を授業改善に生かしていくうえで、回答の集計・分析結果の公表の在り方やその方法についても議論を継続する。

教員採用については、今後とも、教員の年齢構成に配慮し、若手教員の採用を中心に公募を原則とした教員採用を行っていく。教員の自己評価とインセンティブについても継続し、教員資質の向上を図る。また、FD研修を通して、授業方法の工夫と学生満足度の更なる向上を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SDによる教職員の資質・能力向上については、平成28(2016)年4月1日に制定した「名古屋産業大学・名古屋経営短期大学 SD実施に関する基本方針」に基づき、主に以下の取組を推進している。

- 1) 学園研修：法人本部の年間実施計画に基づき実施する。
- 2) 大学・短大教職員研修：事務局全体でテーマを決めて実施する。
- 3) 外部団体主催の研修：職員の職務内容に応じた外部の研修やセミナーへの参加を奨励する。

学園研修は、学園の全教職員を対象とした研修が年5回、新任教職員を対象とした研修が年3回計画され、校務を除き出席を義務付けている。ただ、コロナ禍の影響で過去2年の全体研修は計画の変更があった。令和3(2021)年度は1回を中止し2回をオンライン開催に変更、令和2(2020)年度は4回を延期(結果として中止)し、1回がオンライン開催での対応となった。

大学事務局研修会は年1~2回開催し、教職員の資質向上・能力向上を図っている。過去3年間に実施した研修会のテーマは以下のとおりである。

令和3(2021)年度：テーマ「教学マネジメントと質保証～3つのレベルの点検・評価～」。

3つの方針の点検及び評価を通じ教育の質保証をする体制の構築について専門家を講師として招へいし研修を行った。

令和3(2021)年度：テーマ「学生支援の質向上について」。

日本学生支援機構の奨学金制度への理解促進および本学学生の現状と課題について情報を共有した。

令和3(2021)年度：テーマ「2級心理カウンセラー養成講座」。

円滑な学生対応に生かすなど、コミュニケーションスキル向上を目的とした。

令和2(2020)年度：テーマ「業務の可視化と他部署理解」。

全部署の業務のマニュアル化およびマニュアルの共有化について議論、整理した。

令和元(2019)年度：テーマ「防災と普通救命講習」。

市消防署、防火設備業者と連携して普通救命講習および消火・避難訓練を実施した。

令和元(2019)年度：テーマ「ビジネスマナー講座」。

専門の外部講師を招へいしビジネスマナーの基本を再確認した。

この他、新任の事務職員に対して入職時のオリエンテーションを行い、大学運営に係る基本的な法令や学内規程、事務運営に関する諸規則等について総務課が説明をしている。

また、毎週月曜日の朝に事務局長・次長、課長及び学園本部総務課長が出席する「事務

連絡会」により、情報共有や問題提起、共通課題の確認等を行い、日常業務の見直しや事務処理の改善につなげるとともに、SDのテーマとすべき課題発見に努めている。

外部団体主催の研修については、事務職員が知見を広げるとともに職務への専門性を高めることを目的として、文部科学省や日本私立大学協会等が主催するそれぞれの職務に応じた研修・セミナー・説明会等への積極的な参加を奨励している。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上は、継続的な課題である。学園研修を所管する法人事務局とも連携し、「SD実施に関する基本方針」に沿って職員の資質・能力向上に資するテーマを常に模索しながらSD研修の実施に取り組む。また、コロナ禍により、オンラインでの会議や研修が浸透したこともあり、同様の緊急事態となった場合でも、開催方式を工夫するなど柔軟に対応する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員に対してそれぞれの研究室を用意するなど、研究環境を整備している。研究室の運営・管理は、事務局総務課及び情報センターの所管において適切に運用がなされている。

研究室には、研究資料を十分に整理・保管できる書棚、少人数の学生指導ができる机と椅子を配置し、研究用のパソコンの貸与及びネットワーク環境（有線 LAN 及び Wi-Fi）を整備している。大学院生には、3号館の2階に共同の研究室を設け、それぞれ研究用の机と椅子及びパソコンを貸与している。

また、専任教員に対しては、本人の申請により週1日の研究日を設けている。このほか、「教員海外研修規程」により、一定期間継続して海外の研究機関において研究する場合の取扱いを定めている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学での研究倫理に関する規程等は、次のように整備し、厳正に運用している。

「研究費の管理・監査に関する基本方針」

「教職員行動規範」

「研究活動上の行動規範」

「研究活動における不正行為への防止及び対応に関する規程」

「公的研究費の内部監査に関する内規」

「研究倫理教育実施に関する内規」

人を対象とする研究計画については、「倫理委員会規程」に基づき審議を行っている。

また、本学では研究倫理教育として3年に1度、全ての専任教員と大学院生及び事務職員に対し日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講と修了証の提出を義務付けている。教務課が受講管理を担当しており、受講率は100%となっている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分については、大学より個人研究費を支給している。支出等の取扱いについては、「会計業務要領」で定めている。また、本学環境経営研究所では、「環境経営研究所運用内規」第2条（目的）の促進を図るため、学内の専任教員から共同研究を年5件程度募集し、採択された研究に対し経費を助成している。

人的支援について、現状ではRA（Research Assistant）の採用は行っていないが、研究活動補助のための学部生のアルバイト採用については、会計業務要領において研究費か

らの支出を認めている。

研究活動のための外部資金の獲得に向けては、総合事務室に専用掲示板を設け、最新の研究助成情報を掲示しているほか、科学研究費補助金については、年1回、教授会後に外部資金担当の教務課職員による申請手続き説明会を開催するなど支援している。令和3(2021)年度の科学研究費採択件数は6件(申請件数8件)、継続研究課題は研究代表者2件、研究分担者は2件であった。教育研究の活性化を図る観点から、外部資金の申請については更なる増加が望まれる。

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

本学では、研究倫理に関する規程等は確立されているので、今後も各規程に基づき適切かつ厳正に運用されるよう、さらなる学内周知と研究倫理教育の徹底を図っていく。個人研究費については現行制度を維持しつつ、会計業務要領に基づく適切な支出の徹底に引き続き取り組む。また、外部資金獲得に向けた支援が十分とはいえないため、教育研究センターを中心に獲得促進に向けた対応策の具体化に着手する。

【基準4の自己評価】

本学園が定める学校管理規則において学長の職務を明確にするとともに、「大学評議会」「教授会」「研究科委員会」等の各会議体により学長の意思決定を補佐するなど、学長が適切にリーダーシップを発揮する教学マネジメント体制を確立している。各委員会等の会議体は、「組織規程」に基づきそれぞれの規程を定め、分掌の権限の分散と責任の明確化に配慮したマネジメント体制を構築している。事務体制においては、「事務組織規程」により、職員の配置と役割を明確化し、教学マネジメント機能を支えている。

教員の採用・昇任については、関連規程に基づき、教育目的及び教育課程に即した教員を適正に確保・配置している。授業内容・方法等の改善については、教育研究センターを中心として組織的に取り組んでいる。また、「SD実施に関する基本方針」に沿って、大学運営に関わる職員の資質・能力の向上にも努めている。

研究支援に関しては、教員に研究室及び機器・備品を用意しているほか、研究費を支給し研究環境を整備している。研究倫理に関しては、規程の整備及び倫理教育の実施により、研究倫理の確立及び運用に取り組んでいる。今後は、教育研究のさらなる活性化を図る観点から、外部資金獲得に向けた支援体制の強化を図る。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

大学運営に関しては、「名古屋産業大学評議会規程」に基づき、「大学評議会」が設置されている。この会議は学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長により組織され、学内の重要事項について審議を行い、最終的には学長が決定する。決定された事項は教授会や研究科委員会を通じて共有・徹底され、事務職員に対しては各課の責任者により構成される事務連絡会で伝達される。

また、学部においては、各委員会や事務組織から教育研究活動等に関する課題や改善点等が学長に報告され、学部運営委員会で審議されている。さらに、学部運営委員会の構成員に、履修上のコース毎に選任されたコース責任者を加えた学長直轄の「コースミーティング」が毎週開催され、学部・学科の三つのポリシーを踏まえて、履修上のコースに沿った系統的かつ実践的な学びの充実や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い増加傾向にある休退学者への対応など、学部運営上の課題改善に向けた情報の共有と話し合いが行われている。コースミーティングの内容については、コース責任者と事務局長を通じて、教職員に周知されている。大学院では、「研究科運営委員会」において、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価が行われている。

また、「教育研究センター規程」に基づき、「教育研究センター」が主体となり、FD 研修等の開催を通じて本学の教育研究の活性化及び質的向上に取り組んでいる。さらに、学園本部に「学園支援 IR 室」を置き、大学運営や IR について知識と経験のある職員が本学の教学について第三者的な視点から定期的に点検・指導を行う体制を整えている。

以上のように、内部質保証の責任体制は、学長を頂点とした大学評議会が負い、学部運営委員会・コースミーティング、研究科運営委員会、教育研究センター等が連携し、内部質保証の PDCA サイクルを機能させている。

また、内部質保証に関する全学的な方針「名古屋産業大学内部質保証方針」については、令和 4（2022）年 4 月の大学評議会、教授会、研究科委員会の議を経て整備される予定である。

自己点検・評価については、学則第 2 条において以下のように規定されている。

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制については別に定める。

上記の事項を達成するために「自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価委員会を組織するとともに、同委員会の内規と日本高等教育評価機構が定める基準に沿って点検・評価を行い、教育研究水準の向上と改善に努めている。

さらに、令和3（2021）年度の同規程改正により、地域企業や行政機関等からも外部評価委員として就任いただき、三つのポリシーの適切性や教育活動等について点検を実施し、幅広く意見を求めている。また、令和3（2021）年度に開設された経営専門職学科においては、専門職大学設置基準に基づき「教育課程連携協議会規程」を整備したうえで、学外委員10名を含む12名の委員により構成される教育課程連携協議会を設置し、教育課程の適切性について点検を行っている。学外委員は企業経営者やNPO法人の代表理事、市役所の管理職等であり、それぞれの立場から適切かつ率直な意見・評価をいただいている。

以上のように本学では内部質保証のための組織が適切に整備され、責任体制が明確化されている。

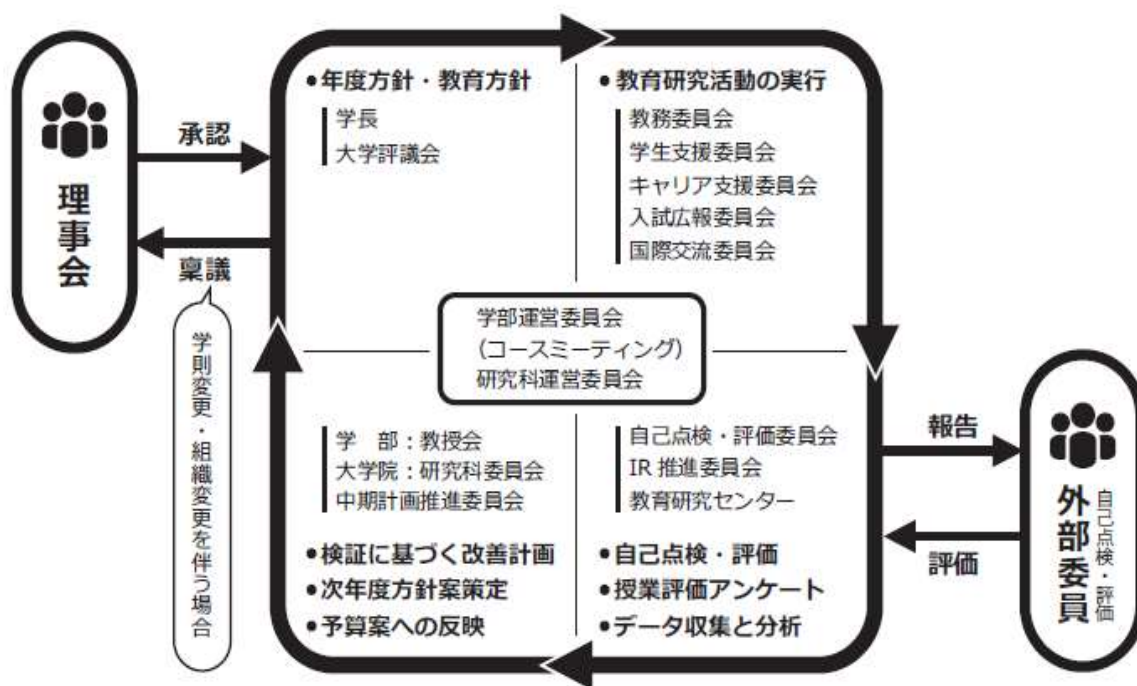


図 6-1-1 内部質保証のための組織および体制

（3）6-1の改善・向上方策

今後は、「名古屋産業大学内部質保証方針」に基づき、大学運営全般の点検を行い改善に繋げることで内部質保証について担保する。新しい取組や改善事項の実施にあたっては、学長のリーダーシップの下、大学評議会、教授会、研究科委員会等を通じて学内に浸透させていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価委員会による定期的な自己点検・評価については、平成 22(2010)年度教授会において 2 年に 1 回実施することが決議され、平成 27(2015)年度の認証評価後は、2 年に 1 回の部門別自己点検・評価、4 年に 1 回の全学的自己点検・評価を行うこととしている。

その一方で、平成 29 (2017) 年度から始まった経営専門職学科の設置に向けた検討に当たっては、法人と大学の教職員によって構成する新学科設置検討プロジェクトチームが組織され、文部科学省の設置認可を受けた令和 2(2020)年度まで検討が続けられた。つまり、新学科の認可申請は 3 年連続で行われ、この間、大学設置基準、専門職大学設置基準に沿った設置計画の作成と見直しが断続的に進められた。また、新学科の設置審査に当たっては、専門職大学の制度を活用しないと実現できない教育課程であること、既設の現代ビジネス学科との違いを明確にすることなどが求められたため、既設学科の三つのポリシーや 2 つの学科に共通する設置基準の適合状況についても点検と見直しが進められた。

このような状況のもと、前回の認証評価受審から 4 年目にあたる令和元 (2019) 年度は、新学科の設置認可に至っておらず、既設学科の三つのポリシー等の見直しについても流動的であった。このため、令和元 (2019) 年度の自己点検・評価については、令和 2(2020)年 10 月に新学科の設置が認可された段階で、認可後の学部・学科における三つのポリシーを公表し、それ以外の内容については、令和 3(2021)年度の自己点検・評価に反映させた。

以上から、平成 29 (2017) 年度及び令和 3(2021)年度の自己点検・評価については、日本高等教育評価機構が定める評価項目に準じて実施し、エビデンスに基づく自己点検評価報告書として公表している。また、令和元 (2019) 年度の自己点検・評価のうち、学部・学科の三つのポリシーについては、令和 2(2020)年度に公表している。さらに、令和 3(2021)年度には、本学が委嘱する外部評価委員に意見を求めるとともに、経営専門職学科においては教育課程連携協議会を開催し、三つのポリシーに基づく教育課程の見直し等について審議を行っている。

次に、大学評議会を中心とする日常的な自己点検・評価については、6-1 に示すように、大学評議会、学部運営委員会・コースミーティング、研究科運営委員会、教育研究センターなどが連携して取り組んでいる。

近年は、文部科学省が定める「教育の質に係る客観的指標」、「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ 1 「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」およびタイプ 3 「地域社会への貢献」に関する評価項目に沿った改善に取り組んでいる。そこで未実施の評価項目については、学内組織が PDCA サイクルを活用した自己点検・評価を実施し、その結果を学内ネットワークにより共有している。

また、毎年度当初に、各教員が当該年度の教育、研究、管理運営、社会貢献等に関する行動目標を表明する目標管理シートの提出と学長による確認・面接が行われており、これらによって教員個人レベルの自己点検・評価を促している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IRについては、「名古屋産業大学 組織規程」に基づいてIR推進委員会が設置され、大学運営に必要な情報の収集と分析、上記分析に基づく計画の策定及び支援を所管している。同委員会と教育研究センターにより「学生アンケート」が隔年実施され、その結果はFD・SD研修で教職員に周知される等、大学の現状把握のために活用されている。

また、学内では、入試に関する情報は入試広報室、学生の学修支援等に関する情報は教務課と学生課、進路に関する情報はキャリア支援課がそれぞれ収集、管理しており、これらの情報は、入試広報委員会、教務委員会、教育研究センター、学生支援委員会、キャリア支援委員会、研究科運営委員会に提供され、分析・検討が加えられたうえで教授会、研究科委員会に報告されている。

入試広報に関する情報は、オープンキャンパスの参加状況、進学ガイダンス等の参加状況、入学案内の資料請求状況、本学ホームページ・SNSのアクセス状況、入学試験別の出願状況、高大連携教育の実施状況などについて定期的な把握が行われ、教授会に報告されている。

学生の学修支援に関する情報は、「学生カルテ」としてネットワーク上で集約され、関係する教職員が個々の学生の学修状況を適切に把握し支援するためのツールとして活用されている。また、「学生による授業評価」は、毎年、教育研究センターによって実施されており、その集約結果と分析結果が教授会に報告されている。各教員は、配布されたアンケート結果に対して自己点検・評価を行い、それを教育研究センターに提出している。全体集計の結果と教員の自己点検・評価の結果は、本学ホームページで公表されるとともに、FD研修の開催を通じて教員間の情報共有を図り、教員の授業改善に役立てている。

学生の進路に関する情報は、ゼミナール毎の個々の学生の進路決定状況などについて定期的な把握が行われ、教授会に報告されている。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

「名古屋産業大学内部質保証方針」に基づき、大学評議会が中心となって、内部質保証の自主的・自律的な実施とその充実に取り組む。その際、文部科学省が定める「教育の質に係る客観的指標」、「私立大学等改革総合支援事業」に掲げられている評価項目の改善を図る。また、IR推進委員会においては、学園支援IR室とも連携し、エビデンスに基づく内部質保証を一層推進する。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

現行の中期計画は、令和元年（2019）年度策定の学校法人菊武学園中期経営計画に位置付けられている。この計画の実現に向けて、法人においては、単年度の予算、決算時に事業計画書、事業報告書を作成している。また、同計画では、経営専門職学科の新設を確実に成し遂げることが最重要課題として位置付けられており、同学科については、令和 2（2020）年 10 月に文部科学省より設置が認可された。

また、大学では、大学評議会を中心に、学部・学科・研究科の運営を通じて課題改善に取り組む日常的な自己点検・評価と、自己点検・評価委員会による定期的な自己点検・評価を行うことで、教育の改善・向上に取り組んできた。

学部では、総合型選抜入試の見直し、履修上のコースの増設（ビジネス心理、医療情報管理、グローバルビジネス）、公務員希望者に対する推奨科目で構成される公務員課程の開設、コース別卒業研究発表会の開催と発表の義務付け、未内定学生に対する進路支援の充実などを行った。また、大学院では、より学際的な教育研究を可能にする教育課程の見直し、新型コロナウイルス蔓延に伴う研究活動遅延による在学期間延長制度の導入などを行った。

認証評価については、平成 27（2015）年度に日本高等教育評価機構による評価を受け「適合」と判定された。「改善を要する点」の指摘はなかったが、「参考意見」が付された 1）学部・学科の収容定員充足、2）法人全体の収支バランスの改善、3）危機管理に関するマニュアルの整備、4）一部校舎におけるバリアフリー化の推進についても改善を図ってきた。特に 1）学部・学科の収容定員充足と 2）法人全体の収支バランスの改善については、「入試広報活動指針」に基づく入試広報の取組強化などにより、直近 5 年間の収容定員充足率は、平成 29（2017）年度から 0.58、0.64、0.72、0.92、0.99 と改善している。また、収容定員充足率の改善に伴い、大学の単年度収支も令和 2（2020）年度に黒字転換し、令和 3（2021）年度における大学の教育活動収支差額は 1 億 4,447 万円の収入超過、法人全体の教育活動収支差額も 1 億 9,234 万円の収入超過となっている。

以上のように、本学では、大学評議会を中心に、学部・学科・研究科と大学全体の PDCA サイクルの仕組みは機能しているといえる。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、「名古屋産業大学内部質保証方針」に基づき、大学全体の PDCA サイクルの仕組みをさらに機能させることで、内部質保証の向上を目指す。また、経営専門職学科の認可時に付された遵守事項、助言事項についても、教育課程連携協議会の意見を聞きながら、令和 6（2024）年度の学科の完成年度までに改善を図る。

【基準 6 の自己評価】

本学では、大学評議会を中心に、学部・学科・研究科における日常的な自己点検・評価の仕組みを整えるとともに、自己点検・評価委員会による定期的な自己点検・評価に取り組んできた。令和 3（2021）年度からは、外部評価委員による三つのポリシーの適切性や教育活動等について点検を実施している。また、経営専門職学科においては、教育課程連携協議会を設置し、教育課程の適切性について点検を行っている。今後は、「名古屋産業大学内部質保証方針」に基づいて、大学全体の PDCA サイクルの仕組みをさらに機能させるとともに、IR 推進委員会と学園支援 IR 室が連携し、データの収集と分析の充実を図ることで、エビデンスに基づく内部質保証の向上を目指す。

以上のことから、基準 6 を満たしていると判断している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会的連携・責務

A-1. 高大連携の推進

A-1-① 高大連携事業の実施

A-1-② 高校生の実践的な学びの場づくり

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、十分な能力・意欲のある高校生が大学レベルの教育研究に触れる機会を設けるという教育的観点から、高大連携教育の機会を高校生に積極的に提供し、それらの成果を大学教育にフィードバックするための高大連携事業を積極的に推進している。また、高大連携教育を広く社会に公開するとともに、高校生の発表機会ともなる新しい企画として、経営専門職学科主催による「ビジネスデザインコンテスト」を開催している。令和 3(2021)年度は、愛知県・岐阜県・静岡県・長野県からの高等学校の参加を得て、第 1 回コンテストを開催した。

A-1-① 高大連携事業の実施

高大連携に当たっては、本学と同様に実学を重視した専門高校をメインターゲットとし、本学と高等学校との組織的な連携関係を明確にするため、高大連携事業に関する協定を締結し、各高等学校のニーズに沿った教育プログラムを提案、実施している。

平成 27(2015)年度以降は、以下の 4 つの高等学校と新規に協定を締結しており、これまでに 18 校と高大連携協定を締結している。

- ・岡崎商業高等学校（平成 27(2015)6 月）
- ・長野県阿智高校（平成 28(2016)年 3 月）
- ・愛知県立瀬戸北総合高等学校（平成 30(2018)年 7 月）
- ・三重県立桑名工業高校（平成 30(2018)年 9 月）

特に、協定締結校であり、本学と地理的に近い関係にある愛知県立緑丘高等学校とは、年間 12 回程度、3 年生約 15 名の生徒が本学に登校し、現代ビジネス学科の履修上のコースに沿って、環境ビジネス、情報ビジネス、ビジネス心理、スポーツビジネス分野の講義や、進学にも就職にも役立つ小論文指導を行ってきている。

また、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による高大連携教育は自粛しているが、その中で高田高等学校（三重県）とは、台湾行政院教育部、台湾大学等とも連携し、台湾の高等学校とのオンラインによる国際交流学習を支援してきた。

令和 2（2020）年度には、同校との高大連携教育の成果として、植物の光合成実験を収録した環境学習ビデオの制作と YouTube による多言語配信（日本語、英語、中国語繁体字、中国語簡体字、ベトナム語）を行った。また、令和 3（2021）年度には、文部科学省の「日本型教育の海外展開応援プロジェクト」の採択を受け、ベトナムの小・中学校、高等学校で環境学習ビデオを活用した緑化木調査の支援に着手するなど、高田高等学校との高大連携教育を通じて、CO₂吸収力の高い緑化木の普及に繋がる環境教育のグローバルな

展開を図っている。

さらに、令和3年(2021)年度からは、地域課題の解決を目指した地域活性化講座として、愛知県立緑丘高等学校とは「東谷山フルーツパーク」の果実を使ったスイーツ開発、名古屋市立若宮商業高等学校とは愛知伝統野菜「八事五寸人参」を活用した和菓子づくり、岐阜県立大垣商業高等学校とは養老鉄道株式会社と連携し地産地消の「駅弁当」の開発、静岡県富士市立高等学校とはほうじ茶を活用した「トウンカロン」の開発に取り組んでいる。

A-1-② 高校生の実践的な学びの場づくり

経営専門職学科の開設に伴う新たな取組として、令和3(2021)年度から、ビジネスデザインコンテストを開催している。このコンテストでは、「ビジネスアイデアの部」と「実践活動の部」の2つのテーマを設定し、東海地方の高等学校に対して広く募集を行っている。参加した生徒には、ビジネスアイデアを提案するという実践的な学びの場を提供すると同時に、入賞した生徒には、ビジネスアイデアを具体化するために企業のアドバイスを受ける機会が設けられるなど、産学連携による実践的な学びを支援する企画となっている。

(3) A-1の改善・向上方策(将来計画)

高大連携事業は、高校生に対する教育効果の向上、大学の社会貢献に寄与することが期待されている。このため、高大連携協定の今後の目標として、当面は20校まで拡大することを計画している。新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による高大連携事業の実施を中断している高等学校も多いが、高等学校側の意向を踏まえて、順次、再開していきたい。

また、高田高等学校との高大連携教育とその成果を活かした国際交流学習、地域課題の解決を目指した地域活性化講座については、コロナ禍にあっても、オンライン方式を取り入れながら継続的な取組を進めてきている。また、ビジネスデザインコンテストは、産学連携により高校生の実践的な学びを支援する企画となっている。これらの取組を中心に、大学での専門教育をわかりやすく伝える出張講義、生涯にわたり役に立つ小論文指導なども交えながら、今後も積極的に高大連携事業を推進する。

A-2. 地域連携の推進

A-2-① 尾張旭市との連携

A-2-② 瀬戸市との連携

A-2-③ その他の連携

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 尾張旭市との連携

本学は、平成 21(2009)年に、連携協力に関する包括協定を大学の所在する尾張旭市と締結して以来、種々の地域連携事業に取り組んできている。

本学の環境経営研究所では、平成 12 (2000) 年 4 月の開学以来、尾張旭市の共催事業として、地域住民を対象とした「環境フォーラム」を継続的に開催してきた。

また、平成 22 (2010) 年度からは、尾張旭市市制 40 周年を記念して、尾張旭市および JA あいち尾東と連携した「田んぼアートプロジェクト」を開始、毎年、約 30 名の学生が参加し、6 月に田植え、10 月に稲刈りを実施している。平成 25(2013)年度からは尾張旭市長が参加、平成 30(2018)年度からは姉妹校の菊華高等学校、菊武ビジネス専門学校の生徒、令和 3(2021)年度からは姉妹校の名古屋経営短期大学の学生に参加が広がっている。コロナ禍の令和 2(2021)年度を除き、継続して実施しており、本学と地域との連携がはぐくまれ、併せて学生が尾張旭市のまちづくりに関心を持つ機会ともなっている。

このほか、入学時のオリエンテーションでは、尾張旭市内にある愛知県森林公園を訪れ、地域への愛着と理解を深める機会を設けるとともに、1 年次にはボランティア活動として大学周辺の清掃を行い、地域の環境美化への意識付けを図っている。

A-2-② 瀬戸市との連携

本学は、瀬戸市及び近隣の大学と協働して、「大学コンソーシアムせと」を組織し、地域社会に貢献するとともに、学生と市民との交流の場を形成してきた。

「大学コンソーシアムせと」の事業のうち、平成 28(2016)年度から始まった「新しい文化創造プロジェクト」は、大学の教職員・学生と瀬戸市が、地域・社会貢献のための新しい仕組みや文化を創造することを目的として実施され、フィールドワークを通じた実践教育や社会貢献の場となっている。近年は、「オオサンショウウオの里を守るプロジェクト」、「みんなで作る CO₂濃度マッププロジェクト」等に取り組んできた。また、「教育現場問題に関する研修会・学習会」では、本学教員が講師となって小・中学校教員を対象とした特別支援教育（発達支援）講座を実施するとともに、「瀬戸市内小中学校教育現場支援」では、本学教員が小学校に赴き、理科教育や発達障害支援を行ってきた。さらに、「カレッジ講座」では、瀬戸市及び近隣の市民の生涯学習を支援するプログラムとして、本学教員が各自の特色を生かした講義を行ってきた。

A-2-③ その他の地域連携

本学は、平成 24 (2012) 年度に長野県阿智村、三重県津市美杉町（太郎生地域づくり協

議会)と農山村インターンシップに関する連携協定を締結しており、農山村インターンシップに参加した学生は、農山村が抱える地域課題の解決に向けて、アサギマダラ等のチョウ類調査や新しい観光ルートの提案などを行ってきた。

また、平成 29(2017)年度、平成 30(2018)年度には、東北ボランティア隊を宮城県本吉郡南三陸町に派遣し、ボランティア活動と 3 月 11 日の宮城県気仙沼市追悼式に参列した。語り部による災害の実態の把握、復興の現実と防災と減災の考え方を学び、復興のシンボルとして海に見える命の森の植林ボランティア活動にも参加する活動である。自然災害の現実を被災地で実体験することで、防災や減災を実践する動機づけを行った。

(3) A-2 の改善・向上方策 (将来計画)

尾張旭市および瀬戸市との連携強化に加え、関連地域との協働についても積極的に継続して推進していく。

A-3. 国際交流の推進

A-3-① 学生の留学機会の拡充と海外との交流支援

A-3-② ダブルディグリープログラム

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 学生の留学機会の拡充と海外との交流支援

本学では、学生の留学機会の拡充と海外との交流支援を推進する組織として「国際交流委員会」を設けている。国際交流委員会は、「名古屋産業大学国際交流委員会規程」に基づき、①海外の姉妹校等との提携、②海外の大学との学術・教育交流、③留学生の支援などに関する事項を所掌している。

海外の大学等との提携としては、中国の昇達大学、南京工業大学、台湾の育達科技大学、国立台湾体育運動大学と学術交流協定を締結しており、さらにオーストラリアのグリフィス大学、クイーンズランド州立専門学校および台湾の淡江大学とは、海外語学研修（英語・中国語）に関する連携協定を締結している。

特に育達科技大学とは、協定を締結して以来、学生交流のための短期交換留学プログラムを順次実施に移し、台湾への留学機会の拡充を図ってきている。また、学術交流協定の細則として、環境教育の共同研究に関する協定を締結し、教員の相互交流や環境教育国際シンポジウム開催等の学術交流に取り組むとともに、その一環として、台湾の君毅高等学校、育達科技大学との間で国際高大連携協定を、台湾の苗栗県環境保護局との間で、環境教育の共同推進に関する協定を締結する等、台湾の小・中学校、高等学校と連携した環境教育の実践にも取り組んでいる。また、台湾の福華大飯店、苗栗県観光局及び兆品ホテル、育達科技大学の間では海外インターンシップ協定を締結し、3年次に選択必修科目として配置する「ビジネストレーニングプログラム」における台湾でのインターンシップの実施環境を整えている。

その結果、本学と海外大学との学生交流細則に基づく交換留学プログラムを利用した派遣と受入実績は、平成 27(2015)年度～平成 30(2018)年度の間で、本学からは 27 名の交換留學生を海外大学に派遣する一方、海外大学からは 33 名交換留學生を受け入れた。特に海外研修に参加する学生は増加傾向を示していたが、平成 31(2019)年度以降、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大は、本学学生の交換留学事情に大きな影響を与えている。令和 4(2022)年 3 月末現在においても、未だ短期交換留学交流再開の目処が立たない状況である。

A-3-② ダブルディグリープログラム

本学では、21 世紀のグローバル社会をリードする次世代のビジネス人材を育成するために、平成 30(2018)年度 8 月、台湾の育達科技大学とダブルディグリー協定を締結し、学部レベルのダブルディグリープログラムをスタートさせた。本制度は、本学と育達科技大学の学部学生を相互に派遣、受け入れる制度である。

令和 3(2021)年度には、育達科技大学在学中の 2 名の学生がダブルディグリープログラ

ムを申請し在留資格認定証明書を取得した。台湾での留学ビザ取得後、令和 4(2022)年度の秋学期入学を予定している。

国際交流については、2週間、1か月、3か月、1年の短期交換留学機会やダブルディグリー留学プログラム制度を整えるとともに、海外との学术交流についても本学の教育研究の特色を活かし、教員の相互交流や国際シンポジウムの開催、連携教育の実践、共同研究の推進など多岐にわたる取り組みを進めている。

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では学生の留学機会の拡充に積極的に取り組んでおり、引き続き台湾、オーストラリアを中心に留学する学生の増加を促すこととする。特に育達科技大学とは、これまでの環境教育分野の共同研究の取組を踏まえ、学术交流の充実と学生に対する実践教育の機会づくりに取り組む。

A-4. SDGs 達成への貢献

A-4-① 「名古屋産業大学 SDGs 宣言」に基づく新たな取組の推進

(1) A-4 の自己判定

基準項目 A-4 を満たしている。

(2) A-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-4-① 「名古屋産業大学 SDGs 宣言」に基づく新たな取組の推進

本学では、令和 3（2021）年 5 月に「名古屋産業大学 SDGs 宣言」を行い、それまでの SDGs 達成に向けた取組に加え、以下の取組を新たに推進している。

令和 3(2021)年度には、身近な CO₂濃度データを利用した環境教育研究の成果を活かし、小・中学校、高等学校を対象に、気候変動と新型コロナに対応した環境教育の普及を図る「学校応援プロジェクト」に着手した。その一環として、学内においても、新型コロナ対策の一環として、学生が多く集まる学生ホール等に CO₂濃度測定器を設置し、換気状況のモニタリングを開始した。また、海外においても、高大連携の一環として、文部科学省の「日本型教育の海外展開応援プロジェクト」の採択を受け、ベトナム・ホーチミン市の小・中学校、高等学校を対象に、CO₂吸収力の高い緑化木調査や教室の換気対策の支援に取り組んでいる。

(3) A-4 の改善・向上方策（将来計画）

SDGs は、持続可能な社会の実現に向けて環境、経済、社会の諸課題の解決を目指すものであり、本学の SDGs 達成に向けた取組は、環境分野の課題解決に向けた取組を中心に、高大連携、地域連携、国際交流を通じて展開してきた。

今後も、SDG4（すべての人々へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を提供する）を中心に、SDGs の達成を志向した教育の展開に取り組むとともに、環境経営研究所を拠点として、環境研究、環境教育研究を推進し、その成果を国内外の連携を通じて実践していく。また、本学では、環境分野以外にも現代ビジネスに求められる人材ニーズや現代社会が直面する諸課題に対応した教育研究を展開しており、その成果を活かし、今後は、SDGs の幅広い目標の達成に貢献していくことを目指す。

【基準 A の自己評価】

本学が独自に設定した基準項目である「社会的連携・責務」は、「高大連携の推進」、「地域連携の推進」、「国際交流の推進」、「SDGs 達成への貢献」によって構成される。

まず、「高大連携の推進」については、高等学校 18 校と高大連携協定を結んだうえで、高大連携事業の実施や高校生が大学教育に触れる機会の提供に取り組んでいる。

「地域連携の推進」については、地元の尾張旭市と連携協力に関する包括協定を結び、「環境フォーラム」や「田んぼアートプロジェクト」など様々な取組を進めてきた。また、瀬戸市とは、近隣の大学と協働して「大学コンソーシアムせと」を組織し、「新しい文化創造プロジェクト」を推進するとともに、瀬戸市内の小・中学校を対象に特別支援教育、理科教育などの支援を行ってきた。このほか、農山村インターンシップを通じた長野県阿智村、三重県津市美杉町との連携や、宮城県本吉郡南三陸町への東北ボランティア隊の派遣にも取り組んできている。

「国際交流の推進」については、海外インターンシップをはじめとする留学機会を拡充するとともに、海外交流に参加する学生を支援するもので、台湾及びオーストラリアで実施されている。また、台湾の育達科技大学とは、ダブルディグリー協定を締結し、学部レベルのダブルディグリープログラムをスタートさせている。

さらに、「SDGs 達成への貢献」については、「名古屋産業大学 SDGs 宣言」を行い、環境分野の課題解決に向けた取組を中心に、高大連携、地域連携、国際交流を通じて、SDGs 達成に向けた取組を展開している。

このように、本学は、社会的連携・責務として、高大連携、地域連携、国際交流を推進するとともに、SDGs 達成への取組を推進している。また、これらの取組成果の多くは、正課教育への反映が図られ、建学の精神に基づくカリキュラムの特色づくりに貢献している。

V. 特記事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学年暦の変更や遠隔授業の導入など様々な対応を迫られたが、以下の取組を中心に、学生への対応を図っている。

(1) 修学支援金の支給と遠隔授業体制の構築

令和2(2020)年5月11日から全学生に修学支援金として一人当たり一律3万円を現金で給付した。この試みは東海3県の大学に先駆けて行われ、支援金は生活費の補助や遠隔授業用の機器購入に充てられた。また、モバイルWiFiルーターの無償貸し出しを行うなど、遠隔授業の実施によって学生が不利益にならないよう配慮した。

(2) ワクチン職域接種の実施と地域貢献

令和3(2021)年6月29日より、東海地域の大学では初めての職域接種をキャンパス内で行い、学生及び教職員が接種しやすい環境を整えるとともに、地域貢献にも配慮し、姉妹校の生徒や教職員、大学周辺住民などに接種対象を拡大した。

(3) 在学期間延期制度の実施

大学院博士前期課程においては、新型コロナウイルスの蔓延により、特に海外での現地調査を計画していた研究活動に大きな影響を与えたため、研究の質を確保する観点から、特例として令和3年度3月修了者を対象に在学期間延期制度を実施した。

2. 教育分野における産学連携の推進

建学の精神である「職業教育をとおして社会で活躍できる人材の育成」を徹底するため、教育分野における産学連携の積極的な推進に取り組んでいる。

(1) 現代ビジネス学科における産学連携

現代ビジネス学科では、3年次春学期に選択必修科目として「ビジネストレーニングプログラム」を配置し、国内外の企業と連携した3か月間の長期インターンシップや、学内に設立された(株)名古屋産業大学グリーン・ソーシャルビジネスと連携した学内インターンシップなど、産学連携による実践教育を推進している。

(2) 経営専門職学科における産学連携

専門職大学設置基準に基づく専門職学科として、既設の大学に全国で初めて開設された経営専門職学科では、必修科目として、2週間、3か月間の「臨地実務実習」の配置に加え、「企業調査実習」、「事業改善実習」、「事業価値創造実習Ⅰ・Ⅱ」等の実習科目が多数配置されている。これらの科目配置を通じて、4年間で600時間を超える実務実習を行うための産学連携の拡大を図っている。

(3) 産学連携協定の締結

産学連携に当たっては、個々の企業との協定締結はもとより、尾張旭市商工会、尾張旭市観光協会、愛知中小企業家同友会、中小企業大学校瀬戸校、NPO法人G-Net等とも協定を結ぶことで、産学連携を組織的かつ継続的に推進するための体制づくりを行っている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「学則」第 1 条で目的について明記し遵守している。	1-1
第 85 条	○	「学則」第 3 条で学部について明記し遵守している。	1-2
第 87 条	○	「学則」第 17 条で、学部の修業年限は 4 年と明記し遵守している。	3-1
第 88 条	○	「学則」第 34 条及び「名古屋産業大学 編入学に関する規程」、 「学則」第 33 条及び「名古屋産業大学 転入学に関する規程」で 明記し、遵守している。	3-1
第 89 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	「学則」第 20 条のとおり、同旨を本学の入学資格としている。	2-1
第 92 条	○	「学則」第 8 条、第 9 条及び「名古屋産業大学 教員資格審査規 程」に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	「学則」第 12 条で教授会について明記し遵守している。	4-1
第 104 条	○	「学則」第 49 条及び「名古屋産業大学 学位規程」で学位の授与 について定めている。	3-1
第 105 条	○	「地域における中小企業活性化のための社会人リカレント教育」 「女性のためのキャリアアップ実践力プログラム」「SDGs マネジ メントリテラシー養成講座」により、履修証明書を交付することが できる。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	「学則」第 2 条に基づき、教育研究活動等の状況について自己点 検及び評価を行い、結果を大学ホームページで公表している。また 日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審している。	6-2
第 113 条	○	本学ホームページ等を通して、教育研究活動の状況を公表してい る。	3-2
第 114 条	○	「学則」第 6 条、第 8 条及び「名古屋産業大学 事務組織規程」 に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	「学則」第 34 条及び「名古屋産業大学 編入学に関する規程」で 明記し、遵守している。	2-1
第 132 条	○	「学則」第 34 条及び「名古屋産業大学 編入学に関する規程」で 明記し、遵守している。	2-1

名古屋産業大学

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	「学則」で以下の通り定められている。 一 修業年限（第 17 条）、学年（第 14 条）、学期（第 15 条）及び授業を行わない日（第 16 条） 二 部科及び課程の組織に関する事項（第 3 条） 三 教育課程及び授業日時数に関する事項（第 40 条から第 43 条） 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項（第 47 条） 五 収容定員（第 4 条）及び職員組織（第 6 条から第 10 条）に関する事項 六 入学（第 20 条から第 24 条）、退学（第 30 条）、転学（第 29 条）、休学（第 26 条から第 27 条）及び卒業（第 48 条）に関する事項 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項（第 57 条から第 65 条） 八 賞罰に関する事項（第 50 条から第 51 条） 九 該当しない。	3-1 3-2
第 24 条	○	「名古屋産業大学 事務組織規程」に基づき、学生の成績は教務課が、健康診断の記録は学生課がそれぞれ管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「学則」第 12 条 4 項 4 号及び第 51 条で明記し遵守している。	4-1
第 28 条	○	「名古屋産業大学 事務組織規程」に基づき、各部署に必要な表簿を備えている。	3-2
第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	○	「学則」第 37 条に、入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 147 条	—	該当しない。	3-1
第 148 条	○	該当しない。	3-1
第 149 条	○	該当しない。	3-1
第 150 条	○	「学則」第 20 条に本条の規定に適合した入学資格を定めている。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1
第 154 条	—	該当しない。	2-1
第 161 条	○	「学則」第 34 条及び「名古屋産業大学 編入学に関する規程」で明記し、遵守している。	2-1
第 162 条	○	「学則」第 33 条及び「名古屋産業大学 転入学に関する規程」で明記し、遵守している。	2-1

名古屋産業大学

第 163 条	○	「学則」第 14 条において学年を、第 15 条において学期を定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	「地域における中小企業活性化のための社会人リカレント教育」「女性のためのキャリアアップ実践力プログラム」「SDGs マネジメントリテラシー養成講座」の修了者に交付している。	3-1
第 164 条	○	「地域における中小企業活性化のための社会人リカレント教育」「女性のためのキャリアアップ実践力プログラム」「SDGs マネジメントリテラシー養成講座」により実施している。	3-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーを学部・学科ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「学則」第 2 条及び「名古屋産業大学 自己点検・評価委員会規程」に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	所定の事項を本学ホームページで公開している	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「学則」第 49 条及び「名古屋産業大学 学位規程」で学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	「学則」第 34 条及び「名古屋産業大学 編入学に関する規程」で明記し、遵守している。	2-1
第 186 条	—	該当しない。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を大学の設置に必要な最低の基準として、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	「学則」第 1 条で目的について明記している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「学則」第 22 条及び「名古屋産業大学 入学者選抜規程」に基づき、適切な体制を整えている。	2-1
第 2 条の 3	○	「学則」第 6 条及び「名古屋産業大学 事務組織規程」で明記し、遵守している。	2-2
第 3 条	○	「学則」第 3 条、4 条で学部・学科について規定し、教員組織・教員数についても大学設置基準を遵守している。	1-2

名古屋産業大学

第4条	○	「学則」第3条、4条で学部・学科について規定し、教員組織・教員数についても大学設置基準を遵守している。	1-2
第5条	—	該当しない。	1-2
第6条	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	「名古屋産業大学 教員選考規程」により必要な教員を配置し、年齢構成が著しく偏ることのないよう配慮している。「学則」第4章、5章及び「名古屋産業大学 組織規程」により、教員組織を編成している。	3-2 4-2
第10条	○	主要授業科目については原則として専任の教授又は准教授が担当し、それ以外の科目についても可能な限り専任教員が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	5年以上の実務経験を有する実務家教員が多数本学には在籍しており、教務委員会やキャリア支援委員会等において教育課程編成に参画している。	3-2
第11条	—	該当しない。	3-2 4-2
第12条	○	就業規則および細則により定めている。	3-2 4-2
第13条	○	大学設置基準を遵守している。	3-2 4-2
第13条の2	○	「名古屋産業大学 学長選考規程」に基づき選考している。	4-1
第14条	○	「名古屋産業大学 教員資格審査規程」第2条に定めている。	3-2 4-2
第15条	○	「名古屋産業大学 教員資格審査規程」第3条に定めている。	3-2 4-2
第16条	○	「名古屋産業大学 教員資格審査規程」第4条に定めている。	3-2 4-2
第16条の2	○	「名古屋産業大学 教員資格審査規程」第5条に定めている。	3-2 4-2
第17条	○	「名古屋産業大学 教員資格審査規程」第6条に定めている。	3-2 4-2
第18条	○	「学則」第4条に学部及び学科の入学定員並びに収容定員を定めている。	2-1
第19条	○	教育上の目的を達成するために、カリキュラムポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第19条の2	—	該当しない。	3-2
第20条	○	「学則」第40条及び別表1（現代ビジネス学科）及び別表2（経	3-2

名古屋産業大学

		営専門職学科) に授業科目を明記している。	
第 21 条	○	「学則」第 43 条に単位の計算方法について定めている。	3-1
第 22 条	○	「学則」第 14 条、第 15 条、第 16 条に一年間の授業期間を定めている。	3-2
第 23 条	○	シラバスに基づき、各授業科目の授業期間は、原則、15 週を単位として行っている。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、授業内容とその教育的効果を考慮し、適正な人数で授業を行っている。	2-5
第 25 条	○	授業を、講義、演習、実習等のいずれかにより又はこれらの併用により実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	本学ホームページにシラバスを掲載し、学修目標、授業方法、準備学習、授業計画、評価方法等を学生に明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	「名古屋産業大学 教育研究センター規程」第 4 条に所掌事項として定めている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	○	「学則」第 44 条に、授業科目を履修し、その試験に合格した者に、指定の単位を与えると定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	「名古屋産業大学 履修規程」及び履修要覧に、履修登録単位数の上限を定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当しない。	3-1
第 28 条	○	「学則」第 46 条に定め、遵守している。	3-1
第 29 条	○	「学則」第 46 条に定め、遵守している。	3-1
第 30 条	○	「学則」第 37 条及び「名古屋産業大学 編入学に関する規程」に定め、遵守している。	3-1
第 30 条の 2	○	該当しない。	3-2
第 31 条	○	「学則」第 53 条及び「名古屋産業大学 科目等履修生規程」に科目等履修生について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	「学則」第 48 条に卒業の要件について定めている。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境にあり、校舎の敷地にはデッキテラスを設けるなど、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	多目的グラウンドと至近の位置に本学園の総合運動施設を有している。	2-5
第 36 条	○	設置基準を満たす校舎等施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	設置基準を満たす校地面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	設置基準を満たす校舎面積を有している。	2-5
第 38 条	○	「学則」第 10 条及び「名古屋産業大学 図書館規程」に定め、遵	2-5

名古屋産業大学

		守っている。	
第 39 条	—	該当しない。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	尾張旭キャンパスおよび大曽根サテライトキャンパスにおいて、必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教員に研究室及び機器・備品を用意しているほか、研究費を支給し教育研究環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学名は本学の教育研究にふさわしいものになっている。	1-1
第 41 条	○	「学則」第 6 条、8 条及び「名古屋産業大学 事務組織規程」に明記し遵守している。	4-1 4-3
第 42 条	○	「名古屋産業大学 組織規程」において厚生補導の組織を明記し適切に運営している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	「名古屋産業大学 キャリア支援委員会規程」に基づき、適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	本学の「SD実施に関する基本方針」に基づき取り組んでいる。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当しない。	3-2
第 42 条の 4	○	経営専門職学科は令和 2 年度に設置認可されており、本条の規定に適合している。	1-2
第 42 条の 5	○	経営専門職学科では、「学則」第 22 条及び「名古屋産業大学 入学者選抜規程」に基づき、本条に配慮した入学者選抜を行うよう努めている。	2-1
第 42 条の 6	○	経営専門職学科は令和 2 年度に設置認可されており、本条の規定に適合している。	4-2
第 42 条の 7	○	経営専門職学科は令和 2 年度に設置認可されており、本条の規定に適合している。	3-2
第 42 条の 8	○	「学則」第 69 条及び「名古屋産業大学 経営専門職教育課程連携協議会規程」を定め、遵守している。	4-1
第 42 条の 9	○	経営専門職学科は令和 2 年度に設置認可されており、本条の規定に適合している。	3-2
第 42 条の 10	○	経営専門職学科の収容定員は、「学則」第 4 条に基づき 40 名であり、すべての授業科目において、同時に授業を行う学生数は 40 名以下としている。	2-5
第 42 条の 11	○	経営専門職学科は令和 2 年度に設置認可されており、本条の規定に適合している。	
第 42 条の 12	○	経営専門職学科は令和 2 年度に設置認可されており、本条の規定に適合している。	3-1
第 42 条の 13	○	経営専門職学科は令和 2 年度に設置認可されており、本条の規定	2-5

名古屋産業大学

		に適合している。	
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	「学則」第 49 条に基づき、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	「学則」第 49 条に学位の適切な専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	「学則」第 49 条及び「名古屋産業大学 学位規程」を定め、遵守している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「寄附行為」第 3 条で学校法人の目的を規定し、「寄附行為」第 4 条で目的を達成するために設置する学校を列挙している。	5-1
第 26 条の 2	○	「寄附行為」第 7 条において規定し、利益相反行為を適切に防止できる監事を選任している。	5-1
第 33 条の 2	○	「寄附行為」は各事務所に備え、閲覧に供している他、法人のホームページに公開している。	5-1
第 35 条	○	「寄附行為」第 5 条で規定している。	5-2 5-3

名古屋産業大学

第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係は、委任に関する規定に従っている。「寄附行為」第 48 条において責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「寄附行為」第 16 条で規定している。	5-2
第 37 条	○	「寄附行為」第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条で規定している。ただし、第 13 条の規定のとおり、理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。	5-2 5-3
第 38 条	○	「寄附行為」第 6 条、第 7 条で規定している。また、文部科学省に提出する宣誓書により、役員について、三親等以内の親族又は配偶者が一人も含まれていないことを宣誓し、各役員から提出される宣誓書により学校教育法第 9 条各号に該当しないことを確認している。	5-2
第 39 条	○	「寄附行為」第 7 条で規定している。	5-2
第 40 条	○	「寄附行為」第 9 条で規定している。	5-2
第 41 条	○	「寄附行為」第 19 条で規定している。	5-3
第 42 条	○	「寄附行為」第 21 条で規定している。	5-3
第 43 条	○	「寄附行為」第 22 条で規定している。	5-3
第 44 条	○	「寄附行為」第 23 条で規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法第 44 条の 2 を遵守している。「寄附行為」第 47 条、第 48 条で責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法第 44 条の 2 を遵守している。「寄附行為」第 47 条、第 48 条で責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法第 44 条の 2 を遵守している。「寄附行為」第 47 条、第 48 条で責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法第 44 条の 2 を遵守している。「寄附行為」第 47 条、第 48 条で責任の一部免除及び責任限定契約を規定している。	5-2 5-3
第 45 条	○	「寄附行為」第 43 条で規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	「寄附行為」第 21 条で理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かねばならない事項として規定している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「寄附行為」第 34 条第 2 項で規定している。	5-3
第 47 条	○	「寄附行為」第 35 条で規定している。	5-1
第 48 条	○	「寄附行為」第 37 条及び「学校法人菊武学園役員等の報酬等に関する規程」で規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	「寄附行為」第 39 条で規定している。	5-1
第 63 条の 2	○	「寄附行為」第 36 条で規定している。	5-1

名古屋産業大学

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	「大学院学則」第 1 条で目的について明記し遵守している。	1-1
第 100 条	○	「大学院学則」第 2 条で研究科について明記し遵守している。	1-2
第 102 条	○	「大学院学則」第 21 条に定め、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	「大学院学則」第 21 条第 1 項に定め、遵守している。	2-1
第 156 条	○	「大学院学則」第 21 条第 2 項に定め、遵守している。	2-1
第 157 条	—	該当しない。	2-1
第 158 条	—	該当しない。	2-1
第 159 条	—	該当しない。	2-1
第 160 条	—	該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準に基づき、適正に運用している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	「大学院学則」第 1 条に定め、遵守している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	「大学院学則」第 23 条に基づき募集要項に明記し、遵守している。	2-1
第 1 条の 4	○	教員と事務職員等の連携及び協働については、大学院担当教員と事務局職員が連携、協働し、職務を遂行している。	2-2
第 2 条	○	「大学院学則」第 2 条に定め、遵守している。	1-2
第 2 条の 2		該当しない。	1-2
第 3 条	○	「大学院学則」第 2 条、第 4 条に定め、遵守している。	1-2
第 4 条	○	「大学院学則」第 2 条、第 4 条に定め、遵守している。	1-2
第 5 条	○	「大学院学則」第 3 条に定め、教員数は大学院設置基準を遵守している。	1-2
第 6 条	○	「大学院学則」第 3 条に定め、遵守している。	1-2
第 7 条	○	学部教員が大学院教員を兼任するなど適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当しない。	1-2

名古屋産業大学

			3-2 4-2
第 8 条	○	エビデンス集(データ編) 認証評価共通基礎データの教員組織に記載のとおり、適切に運用している。	3-2 4-2
第 9 条	○	「名古屋産業大学大学院 教員選考規程」第 2 条、第 3 条、「名古屋産業大学大学院 教員選考基準」第 2 条に規定し、教員の配置については、基準教員数を満たし適切に配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	「大学院学則」第 3 条に定め、遵守している。	2-1
第 11 条	○	「大学院学則」第 9 条及びカリキュラムポリシーに定め、遵守している。	3-2
第 12 条	○	「大学院学則」第 9 条に定め、遵守している。	2-2 3-2
第 13 条	○	「大学院学則」第 6 条に定め、大学院設置基準第 9 条に規定される教員が担当することとしている。	2-2 3-2
第 14 条	○	平日の授業は夜間に行うとともに、必要に応じて休業日に授業を実施している。	3-2
第 14 条の 2	○	「大学院学則」第 12 条、履修要覧、シラバスに明記し、遵守している。	3-1
第 14 条の 3	○	「名古屋産業大学 教育研究センター規程」第 4 条に所掌事項として定めている。	3-2 3-3 4-2
第 15 条	○	「大学院学則」、各種規程に定め、遵守している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	「大学院学則」第 18 条に定め、遵守している。	3-1
第 17 条	○	「大学院学則」第 18 条に定め、遵守している。	3-1
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 20 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 22 条	○	学部の教育研究に支障がない範囲で大学と大学院で共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	教員に研究室及び機器・備品を用意しているほか、研究費を支給し教育研究環境を整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院の使命・目的及び教育目的に基づき適切な名称である。	1-1
第 23 条	—	該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない。	2-5

名古屋産業大学

第 25 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 30 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	○	「学則」第 6 条、第 8 条及び「名古屋産業大学 事務組織規程」に定めている。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	「名古屋産業大学現代ビジネス学会会則」第 5 条に定める準会員、「名古屋産業大学 教育研究センター環境経営研究所運用内規」第 4 条に定める研究員になることにより、博士課程修了後も学術の研究と発表の機会を得ることができる。	2-3
第 42 条の 3	○	大学ホームページにて、大学院の学費および奨学制度について明示している。	2-4
第 43 条	○	本学の「SD実施に関する基本方針」に基づき取り組んでいる。	4-3
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2

名古屋産業大学

第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2
第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2

名古屋産業大学

第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	「大学院学則」第 19 条及び「名古屋産業大学大学院学位規程」第 3 条に定め、遵守している。	3-1
第 4 条	○	「大学院学則」第 19 条及び「名古屋産業大学大学院学位規程（博士）」第 2 条に定め、遵守している。	3-1
第 5 条	○	「名古屋産業大学大学院学位規程（博士）」第 14 条第 2 項及び「名古屋産業大学 博士（環境マネジメント）学位授与に関する取扱要項」第 13 条第 1 項第 2 号に定め、遵守している。	3-1
第 12 条	○	学位規則に基づき学位授与の報告を行っている。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5

名古屋産業大学

第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。